明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和六十年二月九日

○第百二回国会　衆議院会議録　第九号

昭和六十年二月九日（土曜日）

議事日程　第九号

昭和六十年二月九日

午後一時開議

第一　昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出）

第二　昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員長提出）

第三　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）

昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）

日程第一　昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出）

日程第二　昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員長提出）

日程第三　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（内閣提出）

午後一時三分開議

○議長（坂田道太君）　これより会議を開きます。

○長野祐也君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）、昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）、昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（坂田道太君）　長野祐也君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂田道太君）　御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）

昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）

昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）

○議長（坂田道太君）　昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）、昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）、昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長天野光晴君。

昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）及び同報告書

昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）及び同報告書

昭和五十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔天野光晴君登壇〕

○天野光晴君　ただいま議題となりました昭和五十九年度一般会計補正予算（第1号）外二案につきまして、予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この補正予算三案は、去る一月二十五日本委員会に付託され、同月三十日に竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二月八日及び本九日の両日質疑を行い、本日質疑終了後、討論、採決をいたしたものであります。

まず、補正予算の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳出において、災害復旧費の追加、給与改善費及び義務的経費の追加など合計一兆一千九百六十三億円を計上いたしておりますが、他方、既定経費の節減及び予備費の減額により、合計三千百二億円の修正減少を行うことといたしております。

歳入においては、租税及び印紙収入の増加、税外収入の増加、前年度剰余金受け入れなどで合計七千十一億円を計上するほか、建設公債一千八百五十億円を追加発行することといたしております。

この結果、昭和五十九年度補正後予算の総額は、歳入歳出とも、当初予算に対し八千八百六十一億円増加して、五十一兆五千百三十四億円となります。

特別会計につきましては、一般会計予算の補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国立学校特別会計など十四特別会計について所要の補正を行うことといたしております。

また、政府関係機関につきましては、国民金融公庫について所要の補正を行うことといたしております。

なお、一般会計及び特別会計において、景気の持続的拡大に資するため、一般公共事業に係る国庫債務負担行為二千四十六億円を追加計上することといたしております。

次に、質疑のうち、主なものについてその概要を申し上げます。

まず、五十九年度の税収の見通しについて、「五十九年十二月末の累計税収の実績は前年同月に比べ六・七%の伸びであり、補正後の税収確保に必要な伸び七・七%を一ポイント下回っているが、政府は今後の税収についてどのように見ているのか。また、酒税が特に不振で補正で減額しているが、補正後の税収を確保できるのか」との趣旨の質疑があり、これに対し政府から、「五十九年十二月末の進捗割合は、補正後予算額に対して五六・五%で、前年同月末の五七・〇%を〇・五ポイント下回っている。しかし、年度を通じた税収については、三月期決算法人申告などに好調が見込まれるので、補正後の税収見込み額の達成は可能である。また、酒税収入については、今後は高い伸び率を示すものと見込まれているので、今回減額した補正後予算額の達成も可能であると考えている」旨の答弁がありました。

次に、「政府は、今回の補正予算に、硫黄島、北硫黄島の強制疎開させられた旧島民に対し、一人当たり四十五万円の見舞い金を支給することとして、五億六千二百万円を計上しているが、見舞い金を出すというのはどういう趣旨なのか。また、帰島したい人を帰さないのは、火山活動のため危険であると言っているが、そうではなくて、シーレーン防衛や作戦基地化のため帰島させたくないのではないか」との趣旨の質疑があり、これに対し政府から、「今回の見舞い金は、小笠原諸島振興審議会の意見書のうち、旧島民に報いるための措置の具体化として行うもので、硫黄島と北硫黄島の旧島民が父島、母島と異なった取り扱いを受け、現在に至るまで帰島できなかったこと、及び今後とも定住が困難であること等に伴う旧島民の特別の心情に報いようとするものである。硫黄島が有事におけるシーレーン防衛上重要な地理的位置にあることは認識しているが、今回の措置は、あくまでも科学的な調査を行い、定住不可能との結論を得て行うものである」旨の答弁がありました。

以上のほか、最近の中東政策、アフリカ難民援助等の外交問題、極東の範囲とシーレーン防衛との関係、アメリカの核戦略のための通信システムと日本の非核三原則との関係、在日外国人の教員採用取り消し問題及び外国人登録法の指紋押捺問題、年金積立金の一部自主運用等財投のあり方、臨教審、教育の自由化等の教育問題、脳死と臓器移植問題、林業の育成策、米の需給問題、日ソ漁業交渉とソ連船の寄港問題、労働時間の短縮、公務員給与の改善等労働問題、その他国政の各般にわたって熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと思います。

かくて、本日質疑終了後、三案を一括して討論に付しましたところ、政府原案に対し、自由民主党・新自由国民連合を代表して原田昇左右君から賛成、日本社会党・護憲共同を代表して松浦利尚君から反対、公明党・国民会議を代表して近江巳記夫君から反対、民社党・国民連合を代表して木下敬之助君から反対、日本共産党・革新共同を代表して瀬崎博義君から反対の意見が述べられました。

討論終局後、引き続き採決を行いました結果、昭和五十九年度補正予算三案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

―――――

○議長（坂田道太君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。松浦利尚君。

〔松浦利尚君登壇〕

○松浦利尚君　私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました昭和五十九年度補正予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

第一は、余りにも見え透いた黒字隠しが行われているからであります。

政府は、租税二千三百九十億円プラス補正としていますが、しかし、五十八年度はマイナス四千百三十億円の補正であったにもかかわらず、決算は四千五百六十億円の黒字になったこと、さらには、五十九年度は五十八年度より景気回復が進んでいることを考え合わせますと、酒税の減収を埋めてもなお低過ぎる数字と言わなければなりません。景気は、五十八年二月を底として三月以降は順調に回復し、今日依然として拡大基調が続いているのであります。租税弾性値を見ますと、五十八年度は、政府が固定化し絶対化している一・一を超えて一・四となっています。明らかに経済の様相が変わってきているのであります。法人企業統計を見ましても、五十七年度までは前年同月比がマイナスという状態が見られましたが、五十八年度は営業利益で一〇%、経常利益で二〇%の伸びを示しています。

こうした景気を反映して、大蔵省が今年一月に発表した昨年四月から十一月までの法人税収の伸びは、順調に推移しています。多くの企業が決算期を迎える三月には、かなり好成績が予想されております。法人税収の伸びは二けたを持続するというのが常識的な見方ではないでしょうか。本補正予算の数字は過小評価と言わざるを得ません。私の試算によりますと、補正後の五十九年度決算で黒字幅は四千億から五千億近く出るだろうと想定いたします。政府は、財政赤字を軽減することにのみ集中いたしまして、我が国経済の現況を見る目を失っているのではないでしょうか。木を見て森を見ざる誤りを犯しているのではないでしょうか。

反対理由の第二は、ダイナミックな内需振興策、拡大政策を著しく欠いているということであります。

我が党は、内需に依存する建設業、消費関連企業等を中心に、企業倒産が年間二万件にも上っているという事態を深く憂慮いたしております。全般的な景気の回復と、これら内需関係の特に中小企業の不況現象は、単に経済の光と影の関係として見過ごすことはできません。政府の血の通わない経済政策の痛ましい犠牲であります。公共事業への投資が経済に与える効果として、名目公共投

資を一兆円追加をしますと、乗数効果が一年目で一・二七、二年目で二・二五、三年目には二・七二になることが明らかにされています。税の自然増収も、一年目は二千億円弱、三年目には七千六百億円になります。このことを明らかにしているのは経済企画庁の経済研究所であります。なぜこの研究成果を政策に取り入れようとはしないのでしょうか。

反対理由の第三は、貿易摩擦に対して政策的対応がなきに等しいという点であります。

昨年一年間の米国から見た対日貿易赤字は、実に三百六十八億ドルに達したということであります。これは前年の一・七倍にもなります。日米間を中心とする貿易摩擦が解消の方向になく増大の方向にあることは、日本政府が内需拡大に積極的に取り組もうとしなかった結果であります。内需が動かないため、貯蓄超過、長期資本の海外流出現象をも生んでおるのであります。また、いわゆる民間活力を生かしたいと政府は盛んに主張いたしておりますが、資本の運用益が保証されていないところに民間活力が動くはずはありません。その意味でも、本補正予算案は策のないものと言わざるを得ません。

反対理由の第四は、人事院勧告を不当に値切ったという点であります。

人勧は、単に国家公務員の給与をふやすという意味だけのものではありません。民間企業の賃金決定に明らかに影響を与え、ひいては勤労者世帯がより多く可処分所得を得て、これまた内需拡大にも結びつくと思われることは言うをまちません。

以上、反対の理由を幾つか述べましたが、補正後の五十九年度決算で大幅な黒字が出たとき、政府は、倒産、失業、生活苦などに懸命に耐えながら必死で働き必死に生き続けておる国民に対して、何と説明をするのでしょうか。我が党は、その説明なり釈明なりを聞きただす権利を留保いたしまして、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（坂田道太君）　原田昇左右君。

〔原田昇左右君登壇〕

○原田昇左右君　私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となっております昭和五十九年度補正予算三案について、賛成の討論を行います。（拍手）

我が国経済は、一昨年初めから米国を初めとする先進諸国の景気が回復に転じたことを契機として、物価の安定と相まって着実な上昇を続けております。その中でも、ハイテク関連産業を中心とした民間設備投資が活発化し、次第に内需、外需のバランスのとれた順調な景気拡大過程をたどっており、個人消費や住宅投資の伸びも緩やかながら期待の持てる展開となってきております。我が国が、このように比較的良好な経済状態にあることは、経済各部門において官民それぞれの不断の努力に負うところ大でありますが、特に、政府・自民党が、自由な経済体制を堅持して民間活力の助長に努めてきたこととともに、公共事業の執行に際し機動的、弾力的な決定を行う等、経済の変化に応じ、きめ細かな経済運営を行ってきたからにほかなりません。

今回の補正予算は、当初予算における財政改革のための厳しい緊縮姿勢を堅持しつつも、予算成立後に生じたやむを得ざる事由に基づき特に緊要となった事項について所要の措置を講じようとするもので、その規模は八千八百六十一億円となっております。

以下、本補正予算に賛成する理由を申し上げます。

賛成の第一は、災害復旧費の追加と国庫債務負担行為の追加による公共事業の拡大措置が講じられていることであります。

昭和五十九年は比較的災害が少ない年でありましたが、不幸にして融雪、豪雨等の災害に遭われた方々は、まことにお気の毒なことであります。今回の補正予算では、災害復旧につきまして、初年度の復旧進度を前年より高め、早期復旧を図ることにいたしております。これは被災地の方々の強い期待にこたえたものでありまして、高く評価いたします。また、これとは別に、一般会計及び特別会計において、一般公共事業に係る国庫債務負担行為二千四十六億円を計上し、これにより事業費として約三千億を確保することとしております。これは社会資本の整備を一層進め、景気の持続的拡大をスムーズに六十年度につなげ、国民生活安定に資するものでありまして、一日も早い補正予算の成立が望まれるところであります。

第二は、公務員の給与改善に必要な経費を計上していることであります。

政府は、昭和五十九年八月に行われた人事院勧告を受けて、官民給与の較差是正を図るため、公務員給与の平均三・三七％引き上げを決定し、これに伴う給与法の改正が既に行われております。今回の措置は、財政事情等が極めて厳しい情勢にもかかわらず、公務員の生活確保のためなし得る最大限の努力をした結果であり、人事院勧告の完全実施を目指して確実に第一歩を踏み出したものと高く評価いたします。

第三は、義務的経費の追加のうち、特に改正健康保険法の施行期日がおくれたこと等に伴って生じた補助金予算の不足を補てんするための経費についてであります。

健康保険法の改正は前国会で行われましたが、その成立のおくれにより、施行期日が三カ月遅延いたしました。このおくれなどのため、約一千八百億の不足補てんをせざるを得なくなりましたことは、まことにやむを得ない措置であります。

理由の第四は、歳出の追加を賄うための特例公債の発行は行わず、財政の健全化に努めていることであります。

すなわち、財源については、租税の増収、既定経費の節減、予備費の減額をもってこれに充てるほか、特例公債の増額を避けるため、やむを得ず前年度の純剰余金の二分の一を財源として受け入れております。その結果、赤字公債の追加発行が避けられ、同時に建設公債の追加発行についても災害復旧に要する経費の範囲内にとどめることができましたことは、財政健全化を図ろうとする政府の強い姿勢を示すものとして高く評価するところであります。

以上、私は本補正予算三案に賛成する理由を申しましたが、最後に、この際特に申し上げたいことは、今後の急速な高齢化社会の到来に備え、政府におかれましては、引き続き行財政改革を断行し国民の期待にこたえるとともに、近年の技術革新に即応し民間の創造的活力をフルに発揮させて国民生活の一層の向上安定を図るために全力を尽くされることを強く要望して、私の賛成討論を終わります。（拍手）

○議長（坂田道太君）　近江巳記夫君。

〔近江巳記夫君登壇〕

○近江巳記夫君　私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となっております昭和五十九年度補正予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。（拍手）

今日の我が国経済は、国内需要の伸び悩みとその結果もたらされた著しい対外不均衡への対応が迫られ、また財政は危機状態が続き、「増税なき財政再建」の着実な推進が最大の政治課題となっていることは御存じのとおりであります。我々は、五十九年度当初予算の審議に当たって、内需拡大に背を向け所得税減税を上回る大衆増税を強行し、さらに財政再建の名のもとに国民に負担と犠牲を押しつける財政運営を厳しく追及し、その転換を強く求めたのであります。しかしながら、中曽根内閣は我々の要求を謙虚に受けとめず、今日のように事態をますます悪化させたのであります。六十年度予算審議における中曽根総理の大型間接税の導入を示唆する発言こそ、中曽根内閣成立以来の財政運営の破綻をみずから認めたものと断ぜざるを得ません。

以下、本補正予算案に反対する主な理由を申し述べます。

第一は、依然として内需が伸び悩んでおるにもかかわらず、内需拡大のための具体策が欠如していることであります。

内需の伸び悩みは、特に個人消費の低迷が大きく影響を及ぼしておることは言うまでもありません。個人消費の低迷は、賃上げが抑制されたことと加えて、五十九年度当初予算における酒税、物品税の大幅引き上げ、公共料金の軒並み値上げなどによる国民生活への負担の増大がその原因の多くを占めていることは明らかであります。国民生活を守るとともに内需拡大のために我々が要求した減税の上乗せを拒否し、さらに公共事業の追加にも耳を傾けようとしなかったことが、内需の伸び悩みをもたらし、失業、倒産を高水準のままに推移させ、また内外不均衡を拡大させていると言っても決して過言ではありません。現在の我が国経済の課題は、内需主導の成長パターンへ転換し、我が国経済を安定成長軌道に乗せることであります。その意味で、これまでの財政運営を厳しく反省し、本補正予算案に内需拡大のための具体策を盛り込むべきであると考えるものであります。

反対する第二の理由は、「増税なき財政再建」に取り組む姿勢が極めてあいまいであるということであります。

政府は、五十九年度当初予算において、所得税減税の見返りに、それを上回る酒税、物品税等の大衆増税を強行し、今また大型間接税導入を画策し、事実上「増税なき財政再建」を棚上げしようとしているのであります。中曽根総理は「増税なき財政再建」を掲げ、その実現のためと称し、国民生活に多くの負担と犠牲を押しつけてきたのであります。それにもかかわらず、「増税なき財政再建」の実現に欠くことのできない行政改革は極めて不徹底であり、事実、本補正予算案における既定経費の節減額は、五十七、八年度を大幅に下回っているのであります。私は、この際、政府に対し、大型間接税導入の画策をやめ、行政改革を徹底し、あくまでも「増税なき財政再建」を貫くよう強く要求するものであります。

反対理由の第三は、人事院勧告を無視し、国家公務員の給与引き上げを大幅に抑制していることであります。

本補正予算案では、六・四%の給与引き上げ勧告を三・四%に抑制しているのでありますが、人事院勧告の抑制は、国家公務員の労働基本権を制約する代償措置である人事院勧告制度の形骸化にも通ずるものと言わざるを得ません。五十七年度以来、人事院勧告の凍結もしくは大幅抑制が既成事実化され、公務員の生活水準の低下、勤労意欲を減退させ、しかも人事院勧告の抑制が、国家公務員の給与の抑制にとどまらず、地方公務員、年金・恩給生活者等にも悪影響を及ぼしている事実も重大であります。我が党は、かねてから、国家公務員の純減数の拡大を図る一方で、人事院勧告の完全実施を要求してきましたが、人事院勧告を踏みにじる本補正予算案を認めることはできないのであります。

以上、補正予算三案に反対する主な理由を申し上げ、討論を終わります。（拍手）

○議長（坂田道太君）　菅原喜重郎君。

〔菅原喜重郎君登壇〕

○菅原喜重郎君　私は、民社党・国民連合を代表し、ただいま議題となっております昭和五十九年度補正予算三案に対し、反対の討論を行うものであります。（拍手）

今日、我が国が、国際国家の指導的一員として二十一世紀に向け活力ある福祉社会の基盤を築くためには、庶民経済の救援をも兼ねた「増税なき財政再建」の達成と内需主導の適正な経済成長の確立が必須であり、この解決こそ、当面する政治の緊急課題であります。しかしてこの「増税なき財政再建」を実現するためには、我が党が主張している行政改革の断行による構造的赤字の解消と内需喚起の積極的経済政策による自然増収の大幅財源確保にまつほかないのであります。

しかるに、中曽根内閣における財政運営と行政改革は、口頭の強がりに反し不徹底であり、いまだ惰性的であります。外需の僥幸に支えられた昭和五十九年度経済成長実質五・三%を口にするも、反面、中小企業倒産件数は前年比約千七百件も多い二万八百四十一件を数え、その負債総額も一兆円上回る約三兆六千五百億円の最高に達しました。勤労者の生活水準は停滞を余儀なくされています。このことは、群れの小さな一員をも損なわじと使命する民主政治の本旨から見て極めて遺憾であり、富の分配の偏向を危惧させるものでもあります。

行政改革の柱である公務員の定数削減も、五十九年度は三千九百五十三人の実質減で、わずか全体の〇・四%にすぎません。地方行革もしかりであります。民間への過度の行政介入を改めさせるために必要な許認可事項と補助金の整理は、その対象となる事務事業の抜本的見直しを行うべきにあるにもかかわらず、殊に約十四兆円もの補助金には根本的メスが入れられていないままになっております。このままでは構造的改革は不可能であり、政府が公言する赤字脱却も夢物語にあります。

税制改正において政府は、五十九年度一兆千八百億円の所得減税の実施と裏腹に、法人税、物品税、酒税、自動車関係諸税から、減税規模の大増税を強行しました。パート減税を不十分なものにとどめ、教育費減税を無視するなど、健保におい

ても政府の単純一律削減方式による財政の帳じり合わせは本人給付率の低減となる改悪であり、このことは我が国経済の現況と庶民生活の実態に対する無理解と言わねばなりません。また、我が党が要求する中小企業に対する思い切った投資減税の実施は、景気回復に不可欠の施策であるにもかかわらず、政府はこれを見送ったのであります。

さらに、減税と並んで積極経済政策のもとである公共事業費も五十九年度に二％の削減を見ました。また、国際的競争力の付与と先進型知識集約産業であるべき農林漁業の振興に関する根本的対策も欠如しているため、地方ほど景気のまだら模様を形成し、一部は危機的状況にあることも看過し得ません。

私たちは、既に予想される六十年度末国債残高百三十三兆円の重圧が民間活力に宿る景気の自律回復を阻害しかねないと憂えているとき、このたび提案された補正予算は、従来の圧縮均衡型経済運営をなおも踏襲せんとするものであり、我々の主張からして受け入れられないのであります。

第一に、強く要求されている一兆円規模の公共事業費などの追加が見送られていること、第二に、自動車重量税からの道路整備事業に本来充当されるべき本年度一般会計繰り入れ分が補正予算に計上されていないこと、第三に、労働基本権制約の代償としての人事院勧告を一方的に抑制していること、これらは政府がなせばなし得ることであり、我々は容認できません。

再度、日本経済の潜在成長力と自己調整力に信頼を置く我が党提唱の路線に政策の転換を強く求め、補正予算三案に対する私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（坂田道太君）　梅田勝君。

〔梅田勝君登壇〕

○梅田勝君　私は、日本共産党・革新共同を代表いたしまして、補正予算三案に対し、反対の討論を行います。（拍手）

現在国民が求めておりますものは平和と暮らしを守る政治であり、今政府が進めている軍備拡大と大企業奉仕、国民犠牲の臨調行革路線を転換させることであります。ところが、本補正予算案は、その声に耳をかさないばかりか、今戦後最悪の中小企業倒産、失業の増大となってあらわれている五十九年度予算の反国民的性格を助長し、より一層の軍拡、福祉総破壊の来年度予算につなぐものとなっており、我が党は断じて容認できないものであります。

具体的な反対理由の第一は、この補正予算案が軍拡のスピードをますます加速させ、史上最高の利益を満喫している大企業にはより一層の手厚い助成を行うなど、大企業奉仕を特徴づけるものとなっているからであります。

軍事費は二百六十九億円上積みされ、対ＧＮＰ比〇・九九八％と一％枠ぎりぎりに迫り、六十年度における一％突破は確実視されております。これは中曽根内閣の軍拡政策を露骨に示したものであります。また、国土庁の追加予算で、硫黄島への帰島を断念させるため五億六千二百万円の見舞い金を計上しております。これは、いわゆるシーレーン防衛のための作戦基地づくりがねらいであり、旧島民追い出し費ともいえるものであります。我が党は、硫黄島を日本列島不沈空母化の一環とすることに反対し、旧島民が安心して暮らせる十分な対策をとるよう要求するものであります。エネルギー対策費の上積みは、我が国大企業の海外石油開発事業への投融資をふやすためのものであります。石油を掘り当てることができなかったときには返済しなくてもよろしいという、いわゆる成功払いを条件とした貸し付けは、大企業に巨額の国費をつかみ金的に提供するものだとして大きな批判が寄せられ、同制度の撤廃が求められていたものであります。

反対理由の第二は、国民の暮らしを守る予算をより一層削減、厳しくするものだからであります。

公務員給与は、人事院が六・四四％の引き上げを勧告したにもかかわらず三・三七％に抑えています。これは、政府が不当にも国家公務員の労働基本権を制限し、その代償としてつくった人事院勧告制度すら否定するものであります。これは、公務員労働者の労働基本権と生活権を破壊するだけでなく、全労働者に低賃金、全国民に低生活水準を押しつけるものであり、断じて許せません。

また、国内需要を拡大させるためにも中小企業対策や農林漁業予算の増額が必要であるにもかかわらず、中小企業対策費は三十三億円、農林漁業金融費は十億円も減額されています。大学や高校等私学に対する助成は十一億円の削減、身体障害者保護費は四十三億円の減額とするなど生活破壊は著しいものとなっております。

反対理由の第三は、健康保険法等の改悪に伴うものであります。

国民健康保険助成費の追加がありますが、もともとこれは、労働者本人の一部負担の導入、国保への補助率削減など国庫補助の減額を図った健保法改悪を前提として、当初予算では三千二百八億円が減額されていたものであります。しかし、国民の総反撃によって健保法改悪案の成立が大幅におくれたために、今回の補正となったものであります。我々は、このような健保改悪を断じて認めるものではありません。

最後に、この補正予算案は、さらに借金を重ね、サラ金財政を一層悪化させるものであり、政府の言う財政再建への道を最悪の事態に導くものであります。

すなわち、国債による資金調達は当初予算よりも千八百五十億円増額し、五十九年度の国債による歳入は、赤字国債を含めて十二兆八千六百五十億円、国債依存率二五％、国債残高は年度末には約百二十二兆円を突破する重大な事態に至るのであります。

以上が反対の理由であります。

私は、軍拡、大企業奉仕、国民犠牲の中曽根内閣と対決し、今こそ平和を守り、軍事費を削って暮らしと福祉、教育の充実をという新しい政治の実現を目指して全力を尽くす日本共産党・革新共同の決意を改めて表明し、反対討論を終わります。（拍手）

○議長（坂田道太君）　これにて討論は終局いたしました。

―――――――――――――

○議長（坂田道太君）　三案を一括して採決いたします。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂田道太君）　起立多数。よって、三案と

も委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第一　昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出）

○議長（坂田道太君）　日程第一、昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長高鳥修君。

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔高鳥修君登壇〕

○高鳥修君　ただいま議題となりました昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ただいま可決されました補正予算により増額されました昭和五十九年度分の地方交付税千四百九十七億円について、本年度においては、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額二百二十五億円を交付することとし、残余の額千二百七十二億円は、本年度内に交付しないで、昭和六十年度分として交付すべき地方交付税に加算して交付することができることとしようとするものであります。

本案は、一月二十九日当委員会に付託され、昨八日古屋自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、今回の補正予算で増額された地方交付税の一部を昭和六十年度に繰り越す理由、地方交付税の年度間調整のあり方、本年度の災害等の特別財政需要と特別交付税の現計額による対応の見通し、その他地方財政の現状認識等について質疑応答が行われましたが、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（坂田道太君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂田道太君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（坂田道太君）　日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂田道太君）　御異議なしと認めます。

日程第二　昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員長提出）

○議長（坂田道太君）　日程第二、昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長越智伊平君。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔越智伊平君登壇〕

○越智伊平君　ただいま議題となりました昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要の御説明を申し上げます。

この法律案は、昨八日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしたものでありまして、昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、昭和五十九年度において約九億円と見積もられますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ、速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（坂田道太君）　採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂田道太君）　御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

日程第三　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（内閣提出）

○議長（坂田道太君）　日程第三、昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長保岡興治君。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔保岡興治君登壇〕

○保岡興治君　ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和六十年度の道路整備費の財源に充てることとされている昭和五十八年度の揮発油税等の決算調整額約二

百六十九億円を昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てることとし、そのため、道路整備緊急措置法第三条第一項の特例を設けようとするものであります。

本案は、去る一月二十九日本委員会に付託され、昨八日木部建設大臣より提案理由の説明を聴取し、同日質疑を終了、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（坂田道太君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂田道太君） 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（坂田道太君） 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣　中曽根康弘君
法務大臣　嶋崎　均君
外務大臣　安倍晋太郎君
大蔵大臣　竹下　登君
文部大臣　松永　光君
厚生大臣　増岡　博之君
農林水産大臣　佐藤　守良君
通商産業大臣　村田敬次郎君
運輸大臣　山下　徳夫君
郵政大臣　左藤　恵君
労働大臣　山口　敏夫君
建設大臣　木部　佳昭君
自治大臣　古屋　亨君
国務大臣　石本　茂君
国務大臣　加藤　紘一君
国務大臣　金子　一平君
国務大臣　河本嘉久蔵君
国務大臣　後藤田正晴君
国務大臣　河本　敏夫君
国務大臣　竹内　黎一君
国務大臣　藤波　孝生君

○朗読を省略した議長の報告

（委員推薦通知）

一、去る一月二十九日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

稲垣　実男君　　森井　忠良君

（見込額書受領）

一、昨八日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和六十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

（政府委員承認）

一、去る一月二十九日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣審議官　高瀬　秀一
同　海野　恒男
内閣総理大臣官房審議官　田中　宏樹
内閣総理大臣官房参事官　松本　康子
臨時行政改革推進審議会事務局次長　山本　貞雄
日本国有鉄道再建監理委員会事務局次長　林　淳司
臨時教育審議会事務局次長　齋藤　諦淳
警察庁長官官房審議官　福島　静雄
警察庁刑事局審議官　於久　昭臣
警察庁刑事局保安部長　中山　好雄
総務庁長官官房審議官　手塚　康夫
同　佐々木晴夫
総務庁人事局次長　吉田　忠明
北方対策本部審議官　本多　秀司
北海道開発庁計画監理官　滝沢　浩
経済企画庁調整局審議官　丸茂　明則
経済企画庁総合計画局審議官　星野　進保
科学技術庁長官官房審議官　雨村　博光
科学技術庁原子力安全局次長　藤咲　浩二
環境庁企画調整局環境保健部長　長谷川慧重
国土庁長官官房水資源部長　和気　三郎
法務大臣官房審議官　稲葉　威雄
同　濱　邦久
法務大臣官房司法法制調査部長　菊池　信男
外務大臣官房審議官　有馬　龍夫
同　都甲　岳洋
同　斉藤　邦彦
外務大臣官房外務参事官　渡辺　允
外務大臣官房領事移住部長　谷田　正躬
外務省経済局次長　恩田　宗
大蔵大臣官房総務審議官　北村　恭二
大蔵大臣官房審議官　小田原　定
大蔵大臣官房審議官兼内閣審議官　門田　實
大蔵大臣官房審議官　大山　綱明
同　角谷　正彦
同　関　要
同　大橋　宗夫
大蔵省理財局次長　亀井　敬之
同　中田　一男
大蔵省銀行局保険部長　加茂　文治
大蔵省国際金融局次長　野崎　正剛
文部大臣官房審議官　菱村　幸彦
文部省高等教育局私学部長　國分　正明
厚生大臣官房総務審議官　長門　保明
厚生大臣官房審議官兼内閣審議官　古賀　章介
厚生大臣官房審議官　高峯　一世
厚生省保健医療局老人保健部長　水田　努
社会保険庁長官官房審議官　朝本　信明
農林水産大臣官房総務審議官　眞木　秀郎
農林水産大臣官房審議官　吉國　隆
農林水産省農蚕園芸局次長　畑中　孝晴
通商産業大臣官房総務審議官　児玉　幸治
通商産業大臣官房審議官　矢橋　有彦
同　山本　雅司
通商産業省通商政策局次長　鈴木　直道
通商産業省機械情報産業局次長　棚橋　祐治
工業技術院総務部長　荒尾　保一
資源エネルギー庁長官官房審議官　松田　泰

運輸大臣官房国有鉄道部長　中島　眞二
運輸省国際運輸・観光局観光部長　丹羽　晟
運輸省地域交通局次長　熊代　健
運輸省海上技術安全局船員部長　武石　章
運輸省航空局次長　山田　隆英
郵政大臣官房審議官　田代　功
郵政大臣官房人事部長　中村　泰三
労働大臣官房審議官　平賀　俊行
同　白井晋太郎
同　野見山眞之
労働省職業安定局高齢者対策部長　小野　進一
建設大臣官房総務審議官　松原　青美
自治大臣官房審議官　石山　努
同　土田　栄作
同　井上　孝男
同　吉住　俊彦
自治省行政局公務員部長　中島　忠能
自治省行政局選挙部長　小笠原臣也

一、去る一月三十日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

法務大臣官房会計課長　清水　湛
法務省入国管理局長　小林　俊二

一、去る一日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省証券局長心得　橋本　貞夫
労働大臣官房審議官　中村　正

一、昨八日、坂田議長は、中曽根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省証券局長　岸田　俊輔
国税庁直税部長兼国税庁次長心得　冨尾　一郎

（政府委員任命）

一、去る一月二十九日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、二十九日議長において承認した高瀬秀一外七十五名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一月三十日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、三十日議長において承認した清水湛外一名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る一日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、一日議長において承認した橋本貞夫外一名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨八日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、八日議長において承認した岸田俊輔外一名を、同日第百二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

（政府委員退任）

一、去る一月三十日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
法務大臣官房会計課長	村田　恒	最高検察庁検事	昭六〇・一・二六
法務省入国管理局長	田中　常雄	外務大臣官房付	同

一、去る一日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
大蔵省証券局長	佐藤　徹	（死亡）	昭六〇・一・三一
労働大臣官房審議官	平賀　俊行	労働大臣官房総務審議官	昭六〇・二・一

一、昨八日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、第百二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
大蔵省証券局長心得	橋本　貞夫	（解職）	昭六〇・二・八
国税庁次長	岸田　俊輔	大蔵省証券局長	同

（政府委員解任）

一、昨八日、中曽根内閣総理大臣から坂田議長あて、同日（国税庁直税部長）冨尾一郎の第百二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

（議員死去）

一、福岡県第四区選出議員田中六助君は、去る一月三十一日死去された。

（理事補欠選任）

一、去る一月三十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

大蔵委員会
理事　上田　卓三君（理事伊藤茂君去る一月三十日理事辞任につきその補欠）

予算委員会
理事　橋本龍太郎君（理事山下徳夫君去る十一月一日委員辞任につきその補欠）
理事　三原　朝雄君（理事松永光君去る十一月一日委員辞任につきその補欠）
理事　小泉純一郎君（理事三塚博君去る十一月三十日委員辞任につきその補欠）
理事　大西　正男君（理事小渕恵三君去る一月三十日理事辞任につきその補欠）
理事　稲葉　誠一君（理事川俣健二郎君去る一月三十日理事辞任につきその補欠）
理事　吉田　之久君（理事大内啓伍君去る一月三十日理事辞任につきその補欠）

一、昨八日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　愛知　和男君（理事愛知和男君去る十二月十九日委員辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任　大西　正男君　補欠　長谷川　峻君
　　　小杉　隆君　　　　　河野　洋平君

法務委員
辞任　澁谷　直蔵君　補欠　玉置　和郎君

辞任	補欠
長谷川　峻君	山崎武三郎君

大蔵委員

辞任	補欠
小泉純一郎君	加藤　六月君
平泉　渉君	金子原二郎君

環境委員

辞任	補欠
金子原二郎君	平泉　渉君

予算委員

辞任	補欠
河野　洋平君	小杉　隆君
玉置　和郎君	山下　元利君

一、去る一月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任	補欠
岡崎万寿秀君	不破　哲三君

運輸委員

辞任	補欠
林　大幹君	武藤　嘉文君
堀内　光雄君	田中　龍夫君
田中　龍夫君	堀内　光雄君
武藤　嘉文君	林　大幹君

予算委員

辞任	補欠
大村　襄治君	糸山英太郎君
田中　龍夫君	関谷　勝嗣君
武藤　嘉文君	野呂　昭彦君
不破　哲三君	岡崎万寿秀君
糸山英太郎君	大村　襄治君
関谷　勝嗣君	田中　龍夫君
野呂　昭彦君	武藤　嘉文君

一、去る一月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任	補欠
石川　要三君	奥野　誠亮君
不破　哲三君	岡崎万寿秀君
奥野　誠亮君	石川　要三君
田中　六助君	綿貫　民輔君

大蔵委員

辞任	補欠
正森　成二君	松本　善明君

運輸委員

辞任	補欠
梅田　勝君	不破　哲三君

環境委員

辞任	補欠
綿貫　民輔君	金丸　信君

予算委員

辞任	補欠
奥野　誠亮君	平林　鴻三君
井上　普方君	田邊　誠君
岡崎万寿秀君	梅田　勝君
松本　善明君	正森　成二君
平林　鴻三君	奥野　誠亮君

決算委員

辞任	補欠
綿貫　民輔君	藤尾　正行君

懲罰委員

辞任	補欠
金丸　信君	田中　六助君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任	補欠
松本　善明君	正森　成二君

運輸委員

辞任	補欠
不破　哲三君	梅田　勝君

科学技術委員

辞任	補欠
山原健二郎君	不破　哲三君

予算委員

辞任	補欠
梅田　勝君	簑輪　幸代君
正森　成二君	松本　善明君

懲罰委員

辞任	補欠
藤尾　正行君	阿部　昭吾君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

建設委員

辞任	補欠
上野　建一君	矢山　有作君
矢山　有作君	上野　建一君

予算委員

辞任	補欠
矢山　有作君	上野　建一君
簑輪　幸代君	中川利三郎君
上野　建一君	矢山　有作君
田邊　誠君	井上　普方君

一、去る五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任	補欠
金子原二郎君	小杉　隆君
中川　昭一君	住　栄作君
東　力君	田中　龍夫君
小杉　隆君	金子原二郎君
住　栄作君	中川　昭一君
田中　龍夫君	東　力君

予算委員

辞任	補欠
小杉　隆君	伊藤　公介君
住　栄作君	谷垣　禎一君
田中　龍夫君	亀井　静香君
井上　普方君	清水　勇君
中川利三郎君	岡崎万寿秀君
伊藤　公介君	小杉　隆君
亀井　静香君	田中　龍夫君
谷垣　禎一君	住　栄作君
清水　勇君	井上　普方君

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員

辞任	補欠
甘利　明君	小杉　隆君
仲村　正治君	武藤　嘉文君
野上　徹君	小此木彦三郎君
林　大幹君	宇野　宗佑君
宇野　宗佑君	林　大幹君
小此木彦三郎君	野上　徹君

小杉　隆君　　甘利　明君
武藤　嘉文君　　仲村　正治君

予算委員
辞任　　補欠
宇野　宗佑君　　熊川　次男君
小此木彦三郎君　　鍵田忠三郎君
小杉　隆君　　伊藤　公介君
武藤　嘉文君　　山岡　謙蔵君
岡崎万寿秀君　　藤木　洋子君
小平　忠君　　塚本　三郎君
藤木　洋子君　　藤田　スミ君
伊藤　公介君　　小杉　隆君
鍵田忠三郎君　　小此木彦三郎君
熊川　次男君　　宇野　宗佑君
山岡　謙蔵君　　武藤　嘉文君
塚本　三郎君　　小平　忠君

決算委員
辞任　　補欠
塚本　三郎君　　小平　忠君
小平　忠君　　塚本　三郎君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　　補欠
池田　行彦君　　石原慎太郎君
鍵田忠三郎君　　小杉　隆君
石原慎太郎君　　池田　行彦君
小杉　隆君　　鍵田忠三郎君

予算委員
辞任　　補欠
石原慎太郎君　　亀井　静香君
小杉　隆君　　伊藤　公介君
藤田　スミ君　　柴田　睦夫君
亀井　静香君　　中川　昭一君
柴田　睦夫君　　野間　友一君
伊藤　公介君　　小杉　隆君
中川　昭一君　　石原慎太郎君

一、昨八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任　　補欠
江崎　真澄君　　榎本　和平君
河野　洋平君　　小杉　隆君
細谷　治嘉君　　田中　克彦君
安田　修三君　　渡辺　嘉蔵君
榎本　和平君　　江崎　真澄君
小杉　隆君　　河野　洋平君
田中　克彦君　　細谷　治嘉君
渡辺　嘉蔵君　　安田　修三君

文教委員
辞任　　補欠
田中　克彦君　　細谷　治嘉君
細谷　治嘉君　　田中　克彦君

社会労働委員
辞任　　補欠
古賀　誠君　　浜田　幸一君
谷垣　禎一君　　武藤　嘉文君
橋本　文彦君　　正木　良明君
浜田　幸一君　　古賀　誠君
武藤　嘉文君　　谷垣　禎一君
正木　良明君　　橋本　文彦君

商工委員
辞任　　補欠
甘利　明君　　河野　洋平君
加藤　卓二君　　江崎　真澄君
仲村　正治君　　石原慎太郎君
渡辺　嘉蔵君　　安田　修三君
青山　丘君　　伊藤　英成君
石原慎太郎君　　仲村　正治君
江崎　真澄君　　加藤　卓二君
河野　洋平君　　甘利　明君
安田　修三君　　渡辺　嘉蔵君
伊藤　英成君　　青山　丘君

逓信委員
辞任　　補欠
中井　洽君　　小平　忠君
小平　忠君　　中井　洽君

建設委員
辞任　　補欠
浜田　幸一君　　鈴木　宗男君
伊藤　英成君　　青山　丘君
鈴木　宗男君　　浜田　幸一君
青山　丘君　　伊藤　英成君

環境委員
辞任　　補欠
草川　昭三君　　矢野　絢也君
矢野　絢也君　　草川　昭三君

予算委員
辞任　　補欠
石原慎太郎君　　加藤　卓二君
井上　普方君　　岡田　春夫君
正木　良明君　　坂口　力君
矢野　絢也君　　草川　昭三君
野間　友一君　　佐藤　祐弘君
加藤　卓二君　　中川　昭一君
小杉　隆君　　伊藤　公介君
武藤　嘉文君　　熊川　次男君
小平　忠君　　中野　寛成君
佐藤　祐弘君　　梅田　勝君
伊藤　公介君　　小杉　隆君
熊川　次男君　　武藤　嘉文君
中川　昭一君　　石原慎太郎君
岡田　春夫君　　井上　普方君
草川　昭三君　　矢野　絢也君
坂口　力君　　正木　良明君
中野　寛成君　　小平　忠君
梅田　勝君　　山原健二郎君

（常任委員死去）

一、去る一月三十一日、懲罰委員田中六助君は死去された。

（公聴会開会承認）

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る一月三十日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
昭和六十年度一般会計予算
昭和六十年度特別会計予算
昭和六十年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題
昭和六十年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和六十年一月三十日

予算委員長　天野　光晴

衆議院議長　坂田　道太殿

（議案提出）

一、去る一月二十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
公害健康被害補償法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
供託法の一部を改正する法律案
昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書
昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、去る一月三十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
法人税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案

一、去る一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案
日本体育・学校健康センター法案

一、去る五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、昨八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案

地方税法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る一月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出第七号)

地方行政委員会　付託

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)

建設委員会　付託

昭和五十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和五十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上二件　決算委員会　付託

一、去る一月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三号）

供託法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四号）

以上二件　法務委員会　付託

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

環境委員会　付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七号）

文教委員会　付託

一、去る五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

内閣委員会　付託

一、昨八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律案（内閣提出第二〇号）

法務委員会　付託

(議案送付)

一、今九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(答弁書受領)

一、去る一月二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉原米治君提出有限会社益田自動車学校の労使紛争等に関する質問に対する答弁書

有限会社益田自動車学校の労使紛争等に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十九年十二月十八日

提出者　吉原　米治

衆議院議長　福永　健司殿

有限会社益田自動車学校の労使紛争等に関する質問主意書

島根県地方労働委員会における不当労働行為救済申立事件(申立人総評全国一般労働組合島根地方本部・被申立人有限会社益田自動車学校・島労委昭五九年(不)第一・二・三号事件)の審理における被申立人及び同代理人の態度は、労働委員会制度を根底から否定する重大な内容を含んでいると思料される。

また、右自動車学校の「自動車学校」の指定が昭和五十八年十月二十四日有限会社益田自動車学校から有限会社益田ドライビングスクールに変更されるについては右労使紛争がらみで重大な問題が存すると考えられる。

よつて、次のことを質問する。

一　労働委員会制度は、迅速な調査、審問を通じて救済の実効性を確保するものと承つているが、右不当労働行為救済申立事件は、被申立人及び同代理人らの行為によつて不当に遅延していると聞いている。そこで、

1　右不当労働行為救済申立事件の進行状況について明らかにされたい。

2　進行状況が遅延している事実が存するとするならば、その原因及びどういう対策が存するか明らかにされたい。

二　有限会社益田ドライビングスクールが自動車教習所の指定を受けるには、少なくとも道路交通法第九十八条の要件を満たす必要があると考えられるが、道路交通法施行令第三十五条第五項第二号の要件はどういう資料に基づいて基準を満たしたのか明らかにされたい。

三　有限会社益田ドライビングスクールは、最短教習期間を明示して募集している事実はないか。そうした方法での募集は問題がないのか、明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一〇二第八号

昭和六十年一月二十九日

内閣総理大臣　中曽根康弘

衆議院議長　坂田　道太殿

衆議院議員吉原米治君提出有限会社益田自動車学校の労使紛争等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉原米治君提出有限会社益田自動車学校の労使紛争等に関する質問に対する答弁書

一について

1　島根県地方労働委員会に対して、総評全国一般労働組合島根地方本部益田支部から有限会社益田自動車学校を被申立人として三件（昭和五十九年六月二日、同月二十六日及び同年七月十二日申立て）の不当労働行為救済申立てが行われ、これらの事件については、現在同地方労働委員会において審問又は審問後の手続が進められていると聞いている。

2　島根県地方労働委員会は事件の実情に即して適正に必要な手続を進めているものと考えている。

二について

益田自動車教習所については、昭和三十八年島根県公安委員会の指定を受け、その後、昭和五十八年十月二十四日、設置者が有限会社益田自動車学校から有限会社益田ドライビングスクールに変更されたが、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十八条第一項の指定は、設置者の変更に際し改めて受ける必要がないこととされている。

三について

益田自動車教習所の教習生の募集方法について調査したところ、一部の教習生の募集に際して「十五日間で卒業可能」等の広告をしている事実があつた。

島根県公安委員会としては、このような広告による募集が適正を欠く教習及び技能検定につながることのないよう、道路交通法第九十八条第七項に基づく検査等を強化しているところである。

右答弁する。

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)

右

国会に提出する。

昭和六十年一月二十五日

内閣総理大臣　中曽根康弘

昭和59年度一般会計補正予算

予算総則補正

第1条　既定の昭和59年度歳入歳出予算総額を下記のとおり補正し、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

区分	昭和59年度成立予算額(千円)	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)	改昭和59年度予算額(千円)
歳入	50,627,214,316	1,151,327,131	△ 265,181,803	886,145,328	51,513,359,644
歳出	50,627,214,316	1,196,313,575	△ 310,168,247	886,145,328	51,513,359,644

第2条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「丙号繰越明許費補正」に掲げるとおりとする。

第3条　「財政法」第15条第1項の規定により昭和59年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第4条　「財政法」第28条の規定による「歳入予算補正明細書」、各省各庁の「予定経費補正要求書」、「繰越明許費補正要求書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」並びに「国債・借入金の現在高及び償還年次表に関する補正調書」は、別に添附する。

第5条　昭和59年度一般会計予算総則第6条第1項に定める「財政法」第4条第1項ただし書の規定により昭和59年度において公債を発行することができる限度額「6,225,000,000千円」を「6,410,000,000千円」に改める。

第6条　昭和59年度一般会計予算総則第10条第3項を削る。

甲号　歳入歳出予算補正

歳入

主管	部	款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
総理府	政府資産整理収入			550,604	0	550,604
		国有財産処分収入		550,604	0	550,604
			国有財産売払収入	550,604	0	550,604
	雑収入			2,499,630	0	2,499,630
		諸収入		2,499,630	0	2,499,630
			弁償及返納金	2,499,630	0	2,499,630
			計	3,050,234	0	3,050,234

大蔵省	租税及印紙収入			484,000,000	△ 245,000,000	239,000,000
		租税		484,000,000	△ 245,000,000	239,000,000
			法人税	335,000,000	0	335,000,000
			酒税	0	△ 245,000,000	△ 245,000,000
			物品税	48,000,000	0	48,000,000
			有価証券取引税	101,000,000	0	101,000,000
	雑収入			77,119,004	△ 20,180,027	56,938,977
		納付金		73,900,000	0	73,900,000
			日本銀行納付金	73,900,000	0	73,900,000
		諸収入		3,219,004	△ 20,180,027	△ 16,961,023
			補助貨幣回収準備資金受入	0	△ 20,180,027	△ 20,180,027
			雑入	3,219,004	0	3,219,004
	公債金			185,000,000	0	185,000,000
		公債金		185,000,000	0	185,000,000
			公債金	185,000,000	0	185,000,000
	前年度剰余金受入			398,494,902	0	398,494,902
		前年度剰余金受入		398,494,902	0	398,494,902
			前年度剰余金受入	398,494,902	0	398,494,902
			計	1,144,613,906	△ 265,180,027	879,433,879
農林水産省	雑収入			353,639	△ 379	353,260
		諸収入		353,639	△ 379	353,260
			公共事業費負担金	0	△ 379	△ 379
			弁償及返納金	353,639	0	353,639
通商産業省	専売納付金			2,934,253	0	2,934,253
		アルコール専売事業特別会計納付金		2,934,253	0	2,934,253
			アルコール専売事業特別会計納付金	2,934,253	0	2,934,253

建設省	雑収入			375,099	△ 1,397	373,702
		諸収入		375,099	△ 1,397	373,702
			公共事業費負担金	375,099	0	375,099
			雑入	0	△ 1,397	△ 1,397
歳入補正額総計				1,151,327,131	△ 265,181,803	886,145,328

歳出

所管	組織	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
国会	衆議院	衆議院	366,262	△ 88,576	277,686
		衆議院施設費	0	△ 56,339	△ 56,339
		計	366,262	△ 144,915	221,347
	参議院	参議院	361,727	△ 59,712	302,015
		参議院施設費	0	△ 17,343	△ 17,343
		計	361,727	△ 77,055	284,672
	国立国会図書館	国立国会図書館	113,426	△ 62,631	50,795
		国立国会図書館施設費	0	△ 36,855	△ 36,855
		計	113,426	△ 99,486	13,940
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	0	△ 439	△ 439
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	0	△ 334	△ 334
	国会所管補正額合計		841,415	△ 322,229	519,186
裁判所	裁判所	最高裁判所	930,676	△ 126,148	804,528
		下級裁判所	1,889,957	△ 208,913	1,681,044
		裁判所施設費	0	△ 17,952	△ 17,952
		計	2,820,633	△ 353,013	2,467,620

	検察審査会	検察審査会	67,455	△ 3,607	63,848
	裁判所所管補正額合計		2,888,088	△ 356,620	2,531,468
会計検査院	会計検査院	会計検査院	0	△ 23,745	△ 23,745
		会計検査院施設費	0	△ 978	△ 978
		計	0	△ 24,723	△ 24,723
内閣	内閣官房	内閣官房	23,028	△ 77,475	△ 54,447
	内閣法制局	内閣法制局	11,988	△ 4,453	7,535
	人事院	人事院	0	△ 32,975	△ 32,975
	国防会議	国防会議	1,825	△ 1,548	277
	内閣所管補正額合計		36,841	△ 116,451	△ 79,610
総理府	総理本府	総理本府	89,186	△ 257,304	△ 168,118
		生活基盤充実問題調査研究費	0	△ 1,786	△ 1,786
		計	89,186	△ 259,090	△ 169,904
	日本学術会議	日本学術会議	0	△ 15,504	△ 15,504
	公正取引委員会	公正取引委員会	52,542	△ 26,319	26,223
	警察庁	警察庁	799,386	△ 642,548	156,838
		千葉県警察新東京国際空港警備隊費	102,724	△ 2,848	99,876
		科学警察研究所	0	△ 6,819	△ 6,819
		皇宮警察本部	114,035	△ 9,111	104,924
		警察庁施設費	0	△ 2,529	△ 2,529
		計	1,016,145	△ 663,855	352,290
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	0	△ 3,705	△ 3,705
	宮内庁	宮内庁	95,300	△ 11,417	83,883
	総務庁	総務庁	684,653	△ 176,108	508,545
		恩給支給事務費	32,214	△ 15,201	17,013

	国連アジア統計研修協力費	0	▷ 1,828	▷ 1,828
	統計調査費	0	▷ 46,643	▷ 46,643
	国勢調査費	0	▷ 31,709	▷ 31,709
	行政情報処理調査研究費	0	▷ 2,450	▷ 2,450
	青少年対策本部	0	▷ 80,248	▷ 80,248
	北方対策本部	0	▷ 19,175	▷ 19,175
	計	716,867	▷ 373,362	343,505
北海道開発庁	北海道開発庁	249,565	▷ 28,087	221,478
	北海道開発計画費	0	▷ 8,099	▷ 8,099
	北海道開発事業指導監督費	0	▷ 28,128	▷ 28,128
	北海道治水事業工事諸費	0	▷ 8,595	▷ 8,595
	揮発油税等財源北海道道路整備事業費	3,493,000	0	3,493,000
	北海道道路事業工事諸費	0	▷ 24,633	▷ 24,633
	北海道港湾漁港空港整備事業工事諸費	0	▷ 8,373	▷ 8,373
	北海道公園事業工事諸費	0	▷ 111	▷ 111
	北海道土地改良事業等工事諸費	0	▷ 8,564	▷ 8,564
	北海道災害復旧事業工事諸費	7,632	0	7,632
	計	3,750,197	▷ 114,590	3,635,607
防衛本庁	防衛本庁	35,133,086	▷ 1,694,702	33,438,384
	武器車両等購入費	0	▷ 1,112,889	▷ 1,112,889
	航空機購入費	0	▷ 2,658,326	▷ 2,658,326
	艦船建造費	0	▷ 5,718	▷ 5,718
	施設整備費	0	▷ 35,423	▷ 35,423
	装備品等整備諸費	0	▷ 1,598,872	▷ 1,598,872
	施設整備等附帯事務費	0	▷ 105,725	▷ 105,725
	研究開発費	0	▷ 385,993	▷ 385,993
	計	35,133,086	▷ 7,597,648	27,535,438
防衛施設庁	防衛施設庁	170,116	▷ 49,217	120,899

	調達労務管理費	0	△207,592	△207,592
	施設運営等関連諸費	0	△549,236	△549,236
	提供施設移設整備費	0	△30,111	△30,111
	計	170,116	△836,156	△666,040
経済企画庁	経済企画庁	0	△150,328	△150,328
	経済研究所	0	△11,466	△11,466
	計	0	△161,794	△161,794
科学技術庁	科学技術庁	35,047	△94,860	△59,813
	科学技術振興費	509,919	△1,253,639	△743,720
	科学技術振興調整費	0	△220,500	△220,500
	海洋開発調査研究促進費	12,098	△65,708	△53,610
	原子力平和利用研究促進費	242,473	△2,377,051	△2,134,578
	国立機関原子力試験研究費	0	△59,639	△59,639
	放射能調査研究費	0	△26,153	△26,153
	科学技術庁試験研究所	147,022	△241,922	△94,900
	科学技術庁試験研究所施設費	0	△1,684	△1,684
	資源調査所	0	△3,835	△3,835
	計	946,559	△4,344,991	△3,398,432
環境庁	環境庁	13,631	△168,136	△154,505
	環境保全総合調査研究促進調整費	0	△3,500	△3,500
	国立機関公害防止等試験研究費	0	△101,318	△101,318
	公害防止等調査研究費	0	△21,137	△21,137
	自然公園等管理費	0	△124,374	△124,374
	自然公園等施設整備費	0	△1,000	△1,000
	環境庁研究所	0	△96,341	△96,341
	国立水俣病研究センター施設費	0	△629	△629
	計	13,631	△516,430	△502,799
沖縄開発庁	沖縄開発庁	71,546	△41,709	29,837

		沖縄振興開発計画調査費	0	△ 2,952	△ 2,952
		沖縄教育振興事業費	0	△ 95,523	△ 95,523
		沖縄保健衛生等対策諸費	0	△ 632	△ 632
		沖縄農業振興費	0	△ 97	△ 97
		沖縄開発事業指導監督費	0	△ 1,808	△ 1,808
		揮発油税等財源沖縄道路整備事業費	970,000	0	970,000
		沖縄治水事業工事諸費	9,067	△ 833	8,234
		沖縄道路事業工事諸費	14,573	△ 1,416	13,157
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	9,339	△ 1,233	8,106
		沖縄公園事業工事諸費	0	△ 228	△ 228
		沖縄土地改良事業工事諸費	0	△ 1,069	△ 1,069
		計	1,074,525	△ 147,500	927,025
	国土庁	国土庁	332,766	△ 212,294	120,472
		災害対策総合推進調整費	0	△ 10,220	△ 10,220
		国土計画基礎調査費	0	△ 35,140	△ 35,140
		定住構想推進調査費	0	△ 20,370	△ 20,370
		国土調査費	0	△ 167,591	△ 167,591
		豪雪地帯対策特別事業費	0	△ 6,000	△ 6,000
		振興山村開発総合特別事業費	0	△ 11,426	△ 11,426
		小笠原諸島振興事業費	562,000	△ 3,031	558,969
		離島振興特別事業費	0	△ 10,749	△ 10,749
		揮発油税等財源離島道路整備事業費	395,000	0	395,000
		計	1,289,766	△ 476,821	812,945
	総理府所管補正額合計		44,347,920	△ 15,549,182	28,798,738
法務省	法務本省	法務本省	1,318,501	△ 154,683	1,163,818
		訟務費	0	△ 14,522	△ 14,522
		外国人登録事務費	27,210	△ 5,014	22,196

		法務省施設費	0	△10,559	△10,559
		計	1,340,711	△184,778	1,155,933
	法務総合研究所	法務総合研究所	0	△8,094	△8,094
		国連犯罪防止アジア地域研修協力費	0	△3,981	△3,981
		計	0	△12,075	△12,075
	法務局	法務局	1,217,278	△194,656	1,022,622
		登記諸費	0	△45,489	△45,489
		計	1,217,278	△240,145	977,133
	検察庁	検察官署	0	△91,001	△91,001
		検察費	0	△80,429	△80,429
		計	0	△171,430	△171,430
	矯正官署	矯正官署	1,344,970	△108,230	1,236,740
		矯正収容費	0	△5,115	△5,115
		計	1,344,970	△113,345	1,231,625
	更生保護官署	更生保護官署	149,945	△15,257	134,688
		補導援護費	14,502	△19,734	△5,232
		計	164,447	△34,991	129,456
	地方入国管理官署	地方入国管理官署	71,560	△31,540	40,020
		護送収容費	0	△4	△4
		計	71,560	△31,544	40,016
	公安審査委員会	公安審査委員会	0	△267	△267
	公安調査庁	公安調査庁	238,988	△56,069	182,919
	法務省所管補正額合計		4,377,954	△844,644	3,533,310
外務省	外務本省	外務本省	0	△498,881	△498,881
		経済協力費	0	△70,493	△70,493
		国際分担金其他諸費	4,995,033	△413,919	4,581,114
		国際協力事業団事業費	0	△716,682	△716,682
		計	4,995,033	△1,699,975	3,295,058

	在外公館	在外公館	0	△505,747	△505,747
		在外公館施設費	0	△20,053	△20,053
		計	0	△525,800	△525,800
	外務省所管補正額合計		4,995,033	△2,225,775	2,769,258
大蔵省	大蔵本省	大蔵本省	60,578	△6,219,692	△6,159,114
		科学的財務管理調査費	0	△2,552	△2,552
		国家公務員等共済組合連合会等助成費	0	△70,539	△70,539
		国庫受入預託金利子	0	△2,748,000	△2,748,000
		国債費	125,311,868	△47,650,225	77,661,643
		公務員宿舎施設費	0	△20,699	△20,699
		経済協力費	0	△21,000	△21,000
		アジア開発銀行出資	0	△251,563	△251,563
		一次産品共通基金出資	0	△1,645,000	△1,645,000
		国民金融公庫補給金	4,490,000	0	4,490,000
		予備費	0	△180,000,000	△180,000,000
		計	129,862,446	△238,629,270	△108,766,824
	財務局	財務局	198,186	△233,003	△34,817
	税関	税関	736,134	△279,412	456,722
	国税庁	税務官署	3,798,256	△729,062	3,069,194
		国税不服審判所	0	△5,500	△5,500
		醸造試験所	0	△3,789	△3,789
		税務官署施設費	0	△1,000	△1,000
		計	3,798,256	△739,351	3,058,905
	大蔵省所管補正額合計		134,595,022	△239,881,036	△105,286,014
文部省	文部本省	文部本省	21,605	△182,290	△160,685
		文部本省施設費	0	△5,848	△5,848

	教育統計調査費	0	△2,758	△2,758
	文化功労者年金	0	△24,500	△24,500
	義務教育費国庫負担金	66,200,006	0	66,200,006
	養護学校教育費国庫負担金	1,488,089	0	1,488,089
	義務教育教科書費	0	△82,329	△82,329
	学校教育振興費	45,117	△1,128,762	△1,078,645
	科学振興費	7,054	△1,440,847	△1,433,793
	育英事業費	53,662	△101,073	△47,411
	南極地域観測事業費	0	△1,530	△1,530
	社会教育助成費	0	△208,881	△208,881
	体育振興費	0	△241,972	△241,972
	私立学校助成費	0	△1,192,577	△1,192,577
	公立文教施設整備費	0	△384,460	△384,460
	公立文教施設災害復旧費	494,985	0	494,985
	国立学校運営費	31,639,097	△6,125,116	25,513,981
	国立学校船舶建造及施設費	0	△333,321	△333,321
	計	99,949,565	△11,451,264	88,498,301
文部本省所轄機関	文部本省所轄研究所	0	△37,173	△37,173
	文部本省所轄研究所施設費	0	△321	△321
	国立社会教育研修所	0	△2,737	△2,737
	日本学士院	0	△32,038	△32,038
	国立青少年教育施設運営費	0	△88,096	△88,096
	国立青少年教育施設整備費	0	△1,038	△1,038
	国立婦人教育会館	0	△11,209	△11,209
	計	0	△172,612	△172,612
文化庁	文化庁	10,130	△148,638	△138,508
	文化振興費	0	△144,671	△144,671
	文化財保存事業費	0	△192,693	△192,693

	文化財保存施設整備費	0	▲ 247,601	▲ 247,601
	国立博物館	0	▲ 52,401	▲ 52,401
	国立博物館施設費	0	▲ 183	▲ 183
	国立美術館	0	▲ 44,447	▲ 44,447
	国立美術館施設費	0	▲ 1,714	▲ 1,714
	文化庁研究所	0	▲ 21,488	▲ 21,488
	文化庁研究所施設費	0	▲ 12,549	▲ 12,549
	日本芸術院	0	▲ 23,822	▲ 23,822
	計	10,130	▲ 890,202	▲ 880,072
文部省所管補正額合計		99,959,695	▲ 12,514,078	87,445,617
厚生省	厚生本省			
	厚生本省	20,078	▲ 260,077	▲ 239,999
	厚生統計調査費	33,578	▲ 17,967	15,611
	科学研究費	0	▲ 383,648	▲ 383,648
	保健衛生諸費	194,192	▲ 213,348	▲ 19,156
	結核医療費	6,190,689	▲ 1,847	6,188,842
	原爆障害対策費	15,307	▲ 625,239	▲ 609,932
	精神衛生費	14,969	▲ 10,705	4,264
	国立病院及療養所経営費	13,529,445	▲ 583,328	12,946,117
	国立病院及療養所施設費	0	▲ 36,051	▲ 36,051
	生活保護費	48,152,418	▲ 60,902	48,091,516
	身体障害者保護費	801,774	▲ 5,187,703	▲ 4,385,929
	老人福祉費	9,195,226	▲ 63,014	9,132,212
	婦人保護費	37,274	▲ 1,216	36,058
	社会福祉諸費	22,952	▲ 359,801	▲ 336,849
	社会福祉施設整備費	0	▲ 85	▲ 85
	児童保護費	10,637,473	▲ 483,008	10,154,465
	特別児童扶養手当等給付諸費	10,079	▲ 141	9,938

		母子福祉費	0	△500,000	△500,000
		児童扶養手当給付諸費	59,121	△218,827	△159,706
		社会保険国庫負担金	1,297,793	△250,401	1,047,392
		厚生年金基金等助成費	1,183,732	△13,391	1,170,341
		国民健康保険助成費	247,839,790	△3,098	247,836,692
		国民年金国庫負担金	21,296,589	△93,821	21,202,768
		遺族及留守家族等援護費	0	△25,933	△25,933
		中国帰国孤児定着促進センター施設費	0	△260	△260
		農業者年金実施費	0	△3,703	△3,703
		計	360,532,479	△9,397,514	351,134,965
	厚生本省試験研究機関	厚生本省試験研究所	0	△97,731	△97,731
		血清等製造及検定費	0	△2,496	△2,496
		厚生本省試験研究所施設費	0	△162	△162
		計	0	△100,389	△100,389
	検疫所	検疫所	0	△32,323	△32,323
	国立らい療養所	国立らい療養所運営費	314,114	△19,566	294,548
		国立らい療養所施設費	0	△3,894	△3,894
		計	314,114	△23,460	290,654
	国立更生援護機関	国立更生援護所運営費	31,356	△21,914	9,442
		国立更生援護所施設費	0	△517	△517
		計	31,356	△22,431	8,925
	地方医務局	地方医務局	0	△1,943	△1,943
	麻薬取締官事務所	麻薬取締官事務所	0	△6,132	△6,132
	厚生省所管補正額合計		360,877,949	△9,584,192	351,293,757
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省	1,083,284	△142,307	940,977
		農林水産本省施設費	0	△457	△457
		農林漁業金融費	0	△1,007,168	△1,007,168

	農業保険費	1,337,429	△ 128,614	1,208,815
	農林漁業統計情報費	0	△ 138,884	△ 138,884
	農業振興費	365,545	△ 707,981	△ 342,436
	農業構造改善対策費	0	△ 38,709	△ 38,709
	農業者年金等実施費	0	△ 16,000	△ 16,000
	農蚕園芸振興費	0	△ 350,887	△ 350,887
	水田利用再編対策費	0	△ 4,648,860	△ 4,648,860
	国産大豆等保護対策費	0	△ 2,220,223	△ 2,220,223
	農業改良普及対策費	3,981	△ 155,297	△ 151,316
	畜産振興費	0	△ 912,794	△ 912,794
	飼料需給安定費	0	△ 600,000	△ 600,000
	食品流通等対策費	3,184,922	△ 366,389	2,818,533
	糖価安定対策費	0	△ 4,754	△ 4,754
	土地改良事業等指導監督費	0	△ 14,394	△ 14,394
	農業施設災害復旧事業費	23,567,000	0	23,567,000
	計	29,542,161	△ 11,453,718	18,088,443
農林水産技術会議	農林水産技術会議	8,819	△ 7,172	1,647
	農林水産業技術振興費	18,598	△ 349,130	△ 330,532
	農林水産業技術振興施設費	0	△ 1,532	△ 1,532
	計	27,417	△ 357,834	△ 330,417
農林水産本省試験研究機関	農林水産本省試験研究所	0	△ 213,015	△ 213,015
農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	108,391	△ 101,402	6,989
	農林水産本省検査指導所施設費	0	△ 854	△ 854
	計	108,391	△ 102,256	6,135
地方農政局	地方農政局	0	△ 71,269	△ 71,269
	海岸事業工事諸費	0	△ 706	△ 706
	土地改良事業等工事諸費	185,841	△ 14,991	170,850
	計	185,841	△ 86,966	98,875

	北海道統計情報事務所	北海道統計情報事務所	0	△3,667	△3,667
	食糧庁	食糧庁	0	△4,348	△4,348
	林野庁	林野庁	0	△38,645	△38,645
		林業振興費	0	△505,388	△505,388
		山林事業指導監督費	0	△2,225	△2,225
		山林施設災害復旧事業費	4,590,000	0	4,590,000
		山林施設災害関連事業費	1,734,000	0	1,734,000
		林業試験場	86,886	△41,236	45,650
		計	6,410,886	△587,494	5,823,392
	水産庁	水産庁	39,446	△38,648	798
		水産庁施設費	0	△1,285	△1,285
		船舶建造費	0	△24	△24
		漁業調査取締費	12,241	△338,721	△326,480
		水産業振興費	3,215,126	△2,702,824	512,302
		漁港整備事業指導監督費	0	△1,007	△1,007
		漁港施設災害復旧事業費	1,131,000	0	1,131,000
		水産庁試験研究所	0	△36,541	△36,541
		真珠検査所	0	△473	△473
		水産大学校	24,750	△14,401	10,349
		北海道さけ・ますふ化場	15,408	△14,844	564
		計	4,437,971	△3,148,768	1,289,203
	農林水産省所管補正額合計		40,712,667	△15,958,066	24,754,601
通商産業省	通商産業本省	通商産業本省	421,884	△545,206	△123,322
		通商産業本省施設費	0	△9,389	△9,389
		商工鉱業統計調査費	0	△13,391	△13,391
		中小商業等統計調査費	0	△9,004	△9,004
		経済協力費	0	△472,895	△472,895

	工業再配置促進対策費	0	△ 1,704	△ 1,704
	民間輸送機開発費	0	△ 40,611	△ 40,611
	電子計算機産業振興対策費	0	△ 100,423	△ 100,423
	情報処理振興対策費	0	△ 53,688	△ 53,688
	民間航空機用ジェットエンジン開発費	0	△ 73,022	△ 73,022
	繊維工業構造改善対策費	0	△ 9,161	△ 9,161
	計	421,884	△ 1,328,494	△ 906,610
通商産業本省検査機関	通商産業本省検査所	64,279	△ 14,104	50,175
工業技術院	工業技術院	0	△ 11,390	△ 11,390
	鉱工業技術振興費	0	△ 408,233	△ 408,233
	大型工業技術研究開発費	0	△ 243,203	△ 243,203
	大型工業技術研究施設費	0	△ 98	△ 98
	エネルギー技術研究開発費	0	△ 172,918	△ 172,918
	エネルギー技術研究施設費	0	△ 14	△ 14
	工業技術院試験研究所	0	△ 266,716	△ 266,716
	工業技術院試験研究所施設費	0	△ 221	△ 221
	計	0	△ 1,102,793	△ 1,102,793
資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	0	△ 5,417	△ 5,417
	エネルギー対策費	0	△ 40,368	△ 40,368
	石油税財源石油及石油代替エネルギー対策費	9,700,000	0	9,700,000
	地下資源対策費	0	△ 152,755	△ 152,755
	計	9,700,000	△ 198,540	9,501,460
特許庁	特許庁	0	△ 28,001	△ 28,001
中小企業庁	中小企業庁	21,883	△ 1,877	20,006
	中小企業対策費	0	△ 3,329,729	△ 3,329,729
	計	21,883	△ 3,331,606	△ 3,309,723
通商産業局	通商産業局	0	△ 76,187	△ 76,187
	商工鉱業統計調査費	0	△ 2,718	△ 2,718

		エネルギー対策費	0	△ 12,247	△ 12,247
		計	0	△ 91,152	△ 91,152
	鉱山保安監督官署	鉱山保安監督官署	0	△ 11,797	△ 11,797
	通商産業省所管補正額合計		10,208,046	△ 6,106,487	4,101,559
運輸省	運輸本省	運輸本省	0	△ 90,969	△ 90,969
		海運助成費	0	△ 43,662	△ 43,662
		日本鉄道建設公団事業助成費	0	△ 1,275,502	△ 1,275,502
		本州四国連絡橋公団事業助成費	0	△ 140,951	△ 140,951
		地方鉄道軌道整備助成費	528,000	△ 152,179	375,821
		観光事業費	0	△ 22,967	△ 22,967
		港湾等事業指導監督費	0	△ 8,719	△ 8,719
		港湾施設災害復旧事業費	897,000	0	897,000
		計	1,425,000	△ 1,734,949	△ 309,949
	運輸本省試験研究機関	運輸本省試験研究所	0	△ 44,074	△ 44,074
		運輸本省試験研究所施設費	0	△ 267	△ 267
		計	0	△ 44,341	△ 44,341
	運輸本省教育機関	学校及訓練所	211,496	△ 201,300	10,196
		船舶建造費	0	△ 1,661	△ 1,661
		計	211,496	△ 202,961	8,535
	港湾建設局	港湾建設局	0	△ 4,699	△ 4,699
	地方航空局	地方航空局	0	△ 2,261	△ 2,261
	地方運輸局	地方運輸局	0	△ 61,411	△ 61,411
	船員労働委員会	船員労働委員会	0	△ 1,971	△ 1,971
	海上保安庁	海上保安官署	0	△ 1,037,313	△ 1,037,313
		海上保安官署施設費	0	△ 1,536	△ 1,536
		船舶建造費	0	△ 2,667	△ 2,667

		航路標識整備費	0	△12,455	△12,455
		計	0	△1,053,971	△1,053,971
	海難審判庁	海難審判庁	0	△7,092	△7,092
	気象庁	気象官署	0	△377,037	△377,037
		静止気象衛星業務費	3,138,630	△37,480	3,101,150
		気象官署施設費	0	△508	△508
		気象研究所	0	△20,761	△20,761
		計	3,138,630	△435,786	2,702,844
	運輸省所管補正額合計		4,775,126	△3,549,442	1,225,684
郵政省	郵政本省	郵政本省	0	△34,708	△34,708
		電波監理費	0	△30,479	△30,479
		電波監理施設費	0	△30	△30
		計	0	△65,217	△65,217
	電波研究所	電波研究所	0	△59,075	△59,075
		電波研究所施設費	0	△14	△14
		計	0	△59,089	△59,089
	地方電波監理局	地方電波監理局	0	△44,398	△44,398
	郵政省所管補正額合計		0	△168,704	△168,704
労働省	労働本省	労働本省	0	△66,019	△66,019
		労働統計調査費	0	△7,703	△7,703
		失業対策事業費	0	△6,772	△6,772
		職業転換対策事業費	89,144	△376	88,768
		雇用保険国庫負担金	10,674,887	0	10,674,887
		職業訓練費	151,699	△26,050	125,649
		計	10,915,230	△106,920	10,808,310
	労働本省研究機関	労働本省研究所	0	△5,381	△5,381

	中央労働委員会	中央労働委員会	0	△5,279	△5,279
	公共企業体等労働委員会	公共企業体等労働委員会	0	△5,710	△5,710
	労働保護官署	労働保護官署	0	△51,430	△51,430
		労働統計調査費	0	△1,447	△1,447
		計	0	△52,877	△52,877
	職業安定官署	職業安定官署	0	△111,484	△111,484
	労働省所管補正額合計		10,915,280	△287,651	10,627,579
建設省	建設本省	建設本省	282,620	△165,457	117,163
		官庁営繕費	0	△25,114	△25,114
		土地区画整理組合貸付金	0	△33,000	△33,000
		河川管理費	4,000	△9,847	△5,847
		河川管理施設整備費	0	△4,040	△4,040
		建設事業指導監督費	0	△31,280	△31,280
		治水事業費	7,211	△42,185	△34,974
		海岸事業工事諸費	6,500	△1,940	4,560
		揮発油税等財源道路整備事業費	22,084,553	0	22,084,553
		道路整備事業費	0	△44,754	△44,754
		住宅建設等事業費	19,369,123	0	19,369,123
		住宅対策諸費	129,231,873	△1,121,437	128,110,436
		河川等災害復旧事業費	154,563,277	0	154,563,277
		河川等災害復旧事業工事諸費	48,491	0	48,491
		河川等災害関連事業費	903,000	0	903,000
		計	326,500,648	△1,479,054	325,021,594
	国土地理院	国土地理院	88,945	△203,304	△114,359
	建設本省試験研究機関	建設本省試験研究所	48,843	△56,457	△7,614
	地方建設局	地方建設局	296,309	△26,695	269,614

		公園事業工事諸費	6,356	△ 895	5,461
		計	302,665	△ 27,590	275,075
建設省所管補正額合計			326,941,101	△ 1,766,405	325,174,696
自治省	自治本省	自治本省	41,010	△ 115,288	△ 74,278
		地方交付税交付金	149,728,614	0	149,728,614
		地方債元利助成費	71,864	0	71,864
		地方公営企業助成費	0	△ 57,099	△ 57,099
		計	149,841,488	△ 172,387	149,669,101
	消防庁	消防庁	0	△ 123,104	△ 123,104
		消防施設等整備費補助	0	△ 609,450	△ 609,450
		消防研究所	0	△ 7,621	△ 7,621
		計	0	△ 740,175	△ 740,175
自治省所管補正額合計			149,841,488	△ 912,562	148,928,926
歳出補正額総計			1,196,313,575	△ 310,168,247	886,145,328

丙号　繰越明許費補正

所管	組織	事項	
総理府	国土庁	（項）小笠原諸島振興事業費のうち 硫黄島及北硫黄島旧島民対策費補助金	

丁号　国庫債務負担行為補正

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
総理府	北海道開発庁	海岸保全施設整備事業費補助	244,000	昭和59年度	昭和60年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

直轄漁港修築事業	624,000	昭和59年度	昭和60年度	羅臼漁港ほか8漁港の修築事業には、多くの日数を要するため
漁港修築費補助	816,000	昭和59年度	昭和60年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
公営住宅建設事業費補助				公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定	5,341,000	昭和59年度	昭和59年度以降3箇年度以内	
追加	500,000	同	昭和60年度	
改定	5,841,000	—	—	
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	48,000	昭和59年度	昭和60年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備	203,000	昭和59年度	昭和60年度	滝野すずらん丘陵公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
公園事業費補助				公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定	238,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	
追加	265,000	同	昭和60年度	
改定	503,000	—	—	
下水道事業費補助				下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
既定	846,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
追加	2,613,000	同	昭和60年度	
改定	3,459,000	—	—	
国営かんがい排水事業				
既定	1,000,000	昭和59年度	昭和59年度以降4箇年度以内	

			追加	1,160,000	昭和59年度	昭和60年度	北桧山右岸地区鈴岡揚水機場建設工事ほか5件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
			改定	2,160,000	—	—	
			畑地帯総合土地改良パイロット事業	990,000	昭和59年度	昭和60年度及び昭和61年度	しろがね地区しろがねダム付替浄水施設建設工事ほか3件の工事には、多くの日数を要するため
			かんがい排水事業費補助	168,000	昭和59年度	昭和60年度	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			圃場整備事業費補助	802,000	昭和59年度	昭和60年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			諸土地改良事業費補助	132,000	昭和59年度	昭和60年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農道整備事業費補助	624,000	昭和59年度	昭和60年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			畑地帯総合土地改良事業費補助	1,180,000	昭和59年度	昭和60年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農村総合整備事業費補助	218,000	昭和59年度	昭和60年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農地防災事業費補助	188,000	昭和59年度	昭和60年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			農用地開発事業	1,350,000	昭和59年度	昭和60年度	茶内地区5号道路工事ほか16件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
			農用地開発事業費補助	384,000	昭和59年度	昭和60年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
			林道事業費補助	396,000	昭和59年度	昭和60年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

沖縄開発庁	沿岸漁場整備開発事業費補助	169,000	昭和59年度	昭和60年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	379,000	昭和59年度	昭和60年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	海岸事業費補助	134,000	昭和59年度	昭和60年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	漁港修築費補助	350,000	昭和59年度	昭和60年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水道用水供給施設整備費補助	102,000	昭和59年度	昭和60年度	水道用水供給施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	国営公園整備　既定	900,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	国営沖縄海洋博覧会記念公園の施設の整備には、多くの日数を要するため
	追加	200,000	同	昭和60年度	
	改定	1,100,000	—	—	
	公園事業費補助　既定	486,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	457,000	同	昭和60年度	
	改定	943,000	—	—	
	下水道事業費補助　既定	1,750,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	追加	440,000	同	昭和60年度	
	改定	2,190,000	—	—	
	国営かんがい排水事業	140,000	昭和59年度	昭和60年度	名蔵川地区浦田原排水路建設工事には、多くの日数を要するため

		土地改良事業費補助	643,000	昭和59年度	昭和60年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農用地開発事業費補助	131,000	昭和59年度	昭和60年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		林道事業費補助	46,000	昭和59年度	昭和60年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沿岸漁場整備開発事業費補助	37,000	昭和59年度	昭和60年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	47,000	昭和59年度	昭和60年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	国土庁	海岸事業費補助	275,000	昭和59年度	昭和60年度	海岸事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		漁港修築費補助	1,901,000	昭和59年度	昭和60年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		土地改良事業費補助	543,000	昭和59年度	昭和60年度	土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農用地開発事業費補助	24,000	昭和59年度	昭和60年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		林道事業費補助	133,000	昭和59年度	昭和60年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	111,000	昭和59年度	昭和60年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

厚生省	厚生本省	廃棄物処理施設整備費補助	1,300,000	昭和59年度	昭和60年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		水道広域化施設整備費補助	2,071,000	昭和59年度	昭和60年度	水道広域化施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業費補助	148,000	昭和59年度	昭和60年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国営かんがい排水事業				
		既定	1,120,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	小田川地区新河排水路建設工事ほか4件の工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		追加	470,000	同	昭和60年度	
		改定	1,590,000	—	—	
		かんがい排水事業費補助				
		既定	244,978	昭和59年度	昭和59年度以降3箇年度以内	かんがい排水事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		追加	2,337,000	同	昭和60年度	
		改定	2,581,978	—	—	
		圃場整備事業費補助	4,018,000	昭和59年度	昭和60年度	圃場整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		諸土地改良事業費補助	1,561,000	昭和59年度	昭和60年度	諸土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		農道整備事業費補助	2,106,000	昭和59年度	昭和60年度	農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		畑地帯総合土地改良事業費補助	810,000	昭和59年度	昭和60年度	畑地帯総合土地改良事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

	農村総合整備事業費補助	2,338,000	昭和59年度	昭和60年度	農村総合整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農地防災事業費補助	1,498,000	昭和59年度	昭和60年度	農地防災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農地保全事業費補助	571,000	昭和59年度	昭和60年度	農地保全事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	公害対策事業費補助	585,000	昭和59年度	昭和60年度	公害対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農用地開発事業	2,630,000	昭和59年度	昭和60年度	母畑地区第7工区農地造成工事ほか25件の工事には、多くの日数を要するため
	農用地開発事業費補助	533,000	昭和59年度	昭和60年度	農用地開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	干拓等事業費補助	158,000	昭和59年度	昭和60年度	干拓等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費補助	836,000	昭和59年度	昭和60年度	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
林野庁	林道事業費補助	1,821,000	昭和59年度	昭和60年度	林道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		特定森林地域開発林道整備事業費補助	1,018,000	昭和59年度	昭和60年度	特定森林地域開発林道整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産庁	海岸保全施設整備事業費補助	233,000	昭和59年度	昭和60年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		漁港修築費補助	2,098,000	昭和59年度	昭和60年度	漁港施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沿岸漁場整備開発事業費補助	391,000	昭和59年度	昭和60年度	沿岸漁場整備開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
運輸省	運輸本省	海岸保全施設整備事業費補助				海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		既定	596,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
		追加	748,000	同	昭和60年度	
		改定	1,344,000	—	—	
建設省	建設本省	直轄海岸保全施設整備事業				青森海岸ほか5海岸の海岸保全施設の新設及び改良工事には、多くの日数を要するため
		既定	1,230,000	昭和59年度	昭和59年度以降3箇年度以内	
		追加	500,000	同	昭和60年度	
		改定	1,730,000	—	—	
		海岸保全施設整備事業費補助	770,000	昭和59年度	昭和60年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公営住宅建設事業費補助				
		既定	147,098,000	昭和59年度	昭和59年度以降3箇年度以内	

追加	2,224,000	昭和59年度	昭和60年度	公営住宅建設事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
改定	149,332,000	—	—	
住宅宅地関連公共施設整備促進事業費補助	400,000	昭和59年度	昭和60年度	住宅宅地関連公共施設整備促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
国営公園整備				
既定	4,284,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	国営昭和記念公園ほか3箇所の施設の整備には、多くの日数を要するため
追加	397,000	同	昭和60年度	
改定	4,681,000	—	—	
公園事業費補助				
既定	15,990,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	公園事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	3,238,000	同	昭和60年度	
改定	19,228,000	—	—	
下水道事業費補助				
既定	76,604,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	下水道事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	24,484,000	同	昭和60年度	
改定	101,088,000	—	—	
市街地再開発事業費補助	1,500,000	昭和59年度	昭和60年度	市街地再開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

昭和五十九年度一般会計補正予算(第1号)に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由により、歳出面において、災害復旧費、給与改善費、義務的経費、国債整理基金特別会計へ繰入、道路整備特別会計へ繰入、地方交付税交付金及び住宅・都市整備公団補給金等の追加を行う一方、既定経費、予備費の修正減少を行い、歳入面において、租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、前年度剰余金の受入れ及び公債の増発を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、昭和五十九年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。(単位未満四捨五入)

歳入

当初	五〇、六二七、二一四百万円
補正追加	一、一五一、三三七百万円
修正減少	△　二六五、一八二百万円
計	五一、五一三、三六〇百万円

歳出

当初	五〇、六二七、二一四百万円
補正追加	一、一九六、三一四百万円
修正減少	△　三一〇、一六九百万円
計	五一、五一三、三六〇百万円

一般会計補正予算の既要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

歳入

1 租税及印紙収入	二三九、〇〇〇百万円
2 専売納付金	二、九三四百万円
3 政府資産整理収入	五五一百万円
4 雑収入	六〇、一六六百万円
5 公債金	一八五、〇〇〇百万円
6 前年度剰余金受入	三九八、四九五百万円
計	八八六、一四五百万円

歳出

1 災害復旧費の追加	一八七、九二二百万円
(1) 災害復旧等事業費	一八七、四二七百万円
(2) 公立文教施設災害復旧費	四九五百万円
2 給与改善費	一四四、七六五百万円
3 義務的経費の追加	三五六、八九六百万円
4 国債整理基金特別会計へ繰入	一二五、三一二百万円
5 道路整備特別会計へ繰入	二六、九四三百万円
6 地方交付税交付金	一四九、七二九百万円
7 住宅・都市整備公団補給金等	一四八、六〇一百万円
8 国際分担金及び拠出金	四、九九五百万円
9 その他の経費	五一、一五一百万円
(1) 国民金融公庫補給金	四、四九〇百万円
(2) 国立学校特別会計へ繰入	一二、九五三百万円
(3) 国立病院特別会計へ繰入	八、五五三百万円
(4) さけ・ます漁業協力事業費	一、六九九百万円
(5) 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計へ繰入	九、七〇〇百万円
(6) その他	一三、七五六百万円
10 既定経費の節減	△　一三〇、一六九百万円
11 予備費の減額	△　一八〇、〇〇〇百万円
計	八八六、一四五百万円

二、補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について、補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年二月九日

予算委員長　天野　光晴

衆議院議長　坂田　道太殿

昭和五十九年度特別会計補正予算(特第1号)

右国会に提出する。

昭和六十年一月二十五日

内閣総理大臣　中曽根康弘

昭和59年度特別会計補正予算

予算総則補正

第1条　次に掲げる各特別会計の昭和59年度歳入歳出予算補正は、「甲号歳入歳出予算補正」に掲げるとおりとする。

総理府、大蔵省及び自治省所管	交付税及び譲与税配付金
大蔵省所管	国債整理基金
大蔵省、通商産業省及び労働省所管	石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策
文部省所管	国立学校
厚生省所管	厚生保険
	国立病院
	国民年金
労働省所管	労働保険
建設省所管	道路整備
	治水

第2条　各特別会計において、「財政法」第15条第1項の規定により昭和59年度において国が債務を負担する行為の追加は、「丁号国庫債務負担行為補正」に掲げるとおりとする。

第3条　「財政法」第28条及び各特別会計法の規定による各特別会計の「歳入歳出予算補正予定計算書」及び「国庫債務負担行為補正要求書」は、別に添附する。

第4条　昭和59年度特別会計予算総則第18条第1項の資金及び積立金の長期運用予定額の規定中、資金運用部資金の一般会計において新たに発行される昭和59年度の国債(「昭和59年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律」第2条の規定により発行される国債を含む。)に対する運用「3,600,000,000千円」を「3,785,000,000千円」に改め、同項の表中

「
10　国民金融公庫	1,816,000,000千円	142,000,000千円
」

を

「
10　国民金融公庫	1,606,000,000千円	142,000,000千円
」

に改める。

甲号　歳入歳出予算補正

所管	特別会計	款	項	補正額 追加額(千円)	補正額 修正減少額(千円)	補正額 差引額(千円)
総理府、大蔵省及び自治省	交付税及び譲与税配付金					
	交付税及び譲与税配付金勘定					
	歳入	他会計より受入		149,728,614	0	149,728,614
			一般会計より受入	149,728,614	0	149,728,614
	歳出		地方交付税交付金	149,728,614	0	149,728,614

大蔵省	国債整理基金									
		歳入	他会計より受入		125,311,868		△ 47,650,225		77,661,643	
				他会計より受入		125,311,868		△ 47,650,225		77,661,643
			運用収入		31,257,298		0		31,257,298	
				運用収入		31,257,298		0		31,257,298
			前年度剰余金受入		13,258,678		0		13,258,678	
				前年度剰余金受入		13,258,678		0		13,258,678
			歳入補正額		169,827,844		△ 47,650,225		122,177,619	
		歳出		国債整理基金支出		169,827,844		△ 47,650,225		122,177,619
大蔵省、通商産業省及び労働省	石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策									
	石油及び石油代替エネルギー勘定									
		歳入	他会計より受入		9,700,000		0		9,700,000	
				一般会計より受入		9,700,000		0		9,700,000
		歳出		石油安定供給対策費		13,400,000		△ 879,973		12,520,027
				石油生産流通合理化対策費		0		△ 546,363		△ 546,363
				石油代替エネルギー対策費		0		△ 1,756,980		△ 1,756,980
				事務処理費		0		△ 16,684		△ 16,684
				予備費		0		△ 500,000		△ 500,000
			歳出補正額			13,400,000		△ 3,700,000		9,700,000
文部省	国立学校									
		歳入	他会計より受入		31,639,097		△ 6,458,437		25,180,660	
				一般会計より受入		31,639,097		△ 6,458,437		25,180,660
			授業料及入学検定料		0		△ 2,002,868		△ 2,002,868	

			授業料及入学検定料	0	△ 2,002,868	△ 2,002,868
		歳入補正額		31,639,097	△ 8,461,305	23,177,792
	歳出		国立学校	25,682,585	△ 4,552,600	21,129,985
			大学附属病院	2,965,931	△ 268,590	2,697,341
			研究所	987,713	△ 1,303,926	△ 316,213
			施設整備費	0	△ 332,670	△ 332,670
			船舶建造費	0	△ 651	△ 651
		歳出補正額		29,636,229	△ 6,458,437	23,177,792
厚生省	厚生保険業務勘定					
	歳入	他会計より受入		1,297,793	△ 250,401	1,047,392
			一般会計より受入	1,297,793	△ 250,401	1,047,392
	歳出		業務取扱費	1,297,793	△ 204,271	1,093,522
			施設整備費	0	△ 46,130	△ 46,130
		歳出補正額		1,297,793	△ 250,401	1,047,392
	国立病院病院勘定					
	歳入	病院収入		4,806,348	△ 272,404	4,533,944
			診療収入	4,806,348	△ 272,404	4,533,944
		他会計より受入		11,270,640	△ 382,694	10,887,946
			一般会計より受入	11,270,640	△ 382,694	10,887,946
		雑収入		118,356	0	118,356
			雑収入	118,356	0	118,356
		歳入補正額		16,195,344	△ 655,098	15,540,246

歳出		病院経営費	16,022,940	▽ 335,913	15,687,027
		看護婦等養成費	0	▽ 24,268	▽ 24,268
		施設整備費	0	▽ 22,513	▽ 22,513
		予備費	0	▽ 100,000	▽ 100,000
	歳出補正額		16,022,940	▽ 482,694	15,540,246
療養所勘定 歳入	療養所収入		2,318,154	▽ 406,011	1,912,143
		診療収入	2,318,154	▽ 406,011	1,912,143
	他会計より受入		2,258,805	▽ 236,685	2,022,120
		一般会計より受入	2,258,805	▽ 236,685	2,022,120
	雑収		45,788	0	45,788
		雑収入	45,788	0	45,788
	歳入補正額		4,622,747	▽ 642,696	3,980,051
歳出		療養所経営費	4,316,736	▽ 200,771	4,115,965
		看護婦等養成費	0	▽ 22,376	▽ 22,376
		施設整備費	0	▽ 13,538	▽ 13,538
		予備費	0	▽ 100,000	▽ 100,000
	歳出補正額		4,316,736	▽ 336,685	3,980,051
国民年金 国民年金勘定 歳入	保険収入		19,667,660	0	19,667,660
		一般会計より受入	19,667,660	0	19,667,660
歳出		国民年金給付費	50,729,068	0	50,729,068

			予備費	0	△ 31,100,000	△ 31,100,000
		歳出補正額		50,729,068	△ 31,100,000	19,629,068
	業務勘定					
	歳入	他会計より受入		1,628,929	△ 93,821	1,535,108
			一般会計より受入	1,628,929	△ 93,821	1,535,108
	歳出		業務取扱費	1,628,929	△ 88,261	1,540,668
			施設整備費	0	△ 5,560	△ 5,560
		歳出補正額		1,628,929	△ 93,821	1,535,108
労働省	労働保険					
	雇用勘定					
	歳入	保険収入		10,674,387	0	10,674,387
			一般会計より受入	10,674,387	0	10,674,387
	歳出		失業給付費	25,250,000	0	25,250,000
			業務取扱費	0	△ 303,901	△ 303,901
			施設整備費	0	△ 58,907	△ 58,907
			予備費	0	△ 14,212,805	△ 14,212,805
		歳出補正額		25,250,000	△ 14,575,613	10,674,387
建設省	道路整備					
	歳入	他会計より受入		26,942,553	△ 44,754	26,897,799
			一般会計より受入	26,942,553	△ 44,754	26,897,799
		地方公共団体工事費負担金収入		3,934,238	△ 26,544	3,907,694
			地方公共団体工事費負担金収入	3,934,238	△ 26,544	3,907,694
		歳入補正額		30,876,791	△ 71,298	30,805,493

歳出		道路事業費	18,755,553	0	18,755,553
		北海道道路事業費	3,467,000	0	3,467,000
		街路事業費	6,538,000	0	6,538,000
		北海道街路事業費	544,000	0	544,000
		離島道路事業費	395,000	0	395,000
		沖縄道路事業費	970,000	0	970,000
		道路事業工事諸費	556,643	△ 65,530	491,113
		事務費	0	△ 5,768	△ 5,768
		予備費	0	△ 349,405	△ 349,405
	歳出補正額		31,226,196	△ 420,708	30,805,493
治水					
治水勘定					
歳入	他会計より受入		58,991	△ 35,673	23,318
		一般会計より受入	58,991	△ 35,673	23,318
	他勘定より受入		58,900	△ 15,613	43,287
		特定多目的ダム建設工事勘定より受入	58,900	△ 15,613	43,287
	地方公共団体工事費負担金収入		77,306	△ 16,357	60,949
		地方公共団体工事費負担金収入	77,306	△ 16,357	60,949
	電気事業者等工事費負担金収入		5,871	△ 1,244	4,627
		電気事業者等工事費負担金収入	5,871	△ 1,244	4,627
	歳入補正額		201,068	△ 68,887	132,181
歳出		治水事業工事諸費	359,530	△ 62,915	296,615
		事務費	0	△ 5,972	△ 5,972
		予備費	0	△ 158,462	△ 158,462
	歳出補正額		359,530	△ 227,349	132,181

特定多目的ダム建設工事勘定	歳入	他会計より受入		7,211		△　8,815		△　1,604	
			一般会計より受入		7,211		△　8,815		△　1,604
		地方公共団体工事費負担金収入		8,226		△　1,861		6,365	
			地方公共団体工事費負担金収入		8,226		△　1,861		6,365
		電気事業者等工事費負担金収入		17,479		△　4,937		12,542	
			電気事業者等工事費負担金収入		17,479		△　4,937		12,542
		歳入補正額		32,916		△　15,613		17,303	
	歳出		工事諸費等治水勘定へ繰入		58,900		△　15,613		43,287
			予備費		0		△　25,984		△　25,984
		歳出補正額			58,900		△　41,597		17,303

丁号　国庫債務負担行為補正

所管	特別会計	事項	限度額(千円)	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
農林水産省	国有林野事業治山勘定	直轄治山事業	176,000	昭和59年度	昭和60年度	笛吹川地区ほか4地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		国有林野内直轄治山事業	688,000	昭和59年度	昭和60年度	青森営林局ほか6営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		直轄地すべり防止事業	170,000	昭和59年度	昭和60年度	磐井川地区ほか4地区の地すべり防止工事には、多くの日数を要するため
		治山事業費補助	2,265,000	昭和59年度	昭和60年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地すべり防止事業費補助	540,000	昭和59年度	昭和60年度	地すべり防止事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		北海道直轄治山事業	60,000	昭和59年度	昭和60年度	石狩川地区ほか1地区の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		北海道国有林野内直轄治山事業	212,000	昭和59年度	昭和60年度	北海道営林局の国有林野内の荒廃山地の復旧工事には、多くの日数を要するため
		北海道治山事業費補助	433,000	昭和59年度	昭和60年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島治山事業費補助	49,000	昭和59年度	昭和60年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄治山事業費補助	21,000	昭和59年度	昭和60年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	特定土地改良工事	国営かんがい排水事業				
		名取川農業水利事業貞山堀南幹線排水路第二期建設工事	140,000	昭和59年度	昭和60年度	名取川農業水利事業貞山堀南幹線排水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		平川農業水利事業早瀬野ダム第六期建設工事	300,000	昭和59年度	昭和60年度	平川農業水利事業早瀬野ダムの第六期建設工事には、多くの日数を要するため
		平川農業水利事業板柳揚水機場建設工事	140,000	昭和59年度	昭和60年度	平川農業水利事業板柳揚水機場の建設工事には、多くの日数を要するため
		最上川中流農業水利事業馬見ケ崎川導水路第二期建設工事	190,000	昭和59年度	昭和60年度	最上川中流農業水利事業馬見ケ崎川導水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		会津北部農業水利事業八方幹線用水路第1号サイホン建設工事	110,000	昭和59年度	昭和60年度	会津北部農業水利事業八方幹線用水路第1号サイホンの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		笛吹川農業水利事業左岸幹線減圧施設建設工事	110,000	昭和59年度	昭和60年度	笛吹川農業水利事業左岸幹線減圧施設の建設工事には、多くの日数を要するため
		浜名湖北部農業水利事業幹線水路第二期建設工事	100,000	昭和59年度	昭和60年度	浜名湖北部農業水利事業幹線水路の第二期建設工事には、多くの日数を要するため
		霞ケ浦用水農業水利事業基幹線水路建設工事	460,000	昭和59年度	昭和60年度	霞ケ浦用水農業水利事業基幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため

		刈谷田川右岸農業水利事業貝喰川幹線排水路建設工事	90,000	昭和59年度	昭和60年度	刈谷田川右岸農業水利事業貝喰川幹線排水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		氷見農業水利事業幹線導水路第1号サイホン建設工事	230,000	昭和59年度	昭和60年度	氷見農業水利事業幹線導水路第1号サイホンの建設工事には、多くの日数を要するため
		西蒲原排水農業水利事業野積暗渠建設工事	140,000	昭和59年度	昭和60年度	西蒲原排水農業水利事業野積暗渠の建設工事には、多くの日数を要するため
		中勢用水農業水利事業安濃ダム洪水吐門扉建設工事	160,000	昭和59年度	昭和60年度	中勢用水農業水利事業安濃ダム洪水吐門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
		東播用水農業水利事業呑吐ダム付替道路建設工事	250,000	昭和59年度	昭和60年度	東播用水農業水利事業呑吐ダム付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		日野川農業水利事業蒲生頭首工門扉建設工事	400,000	昭和59年度	昭和60年度	日野川農業水利事業蒲生頭首工門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
		加古川西部農業水利事業西1号幹線水路建設工事	160,000	昭和59年度	昭和60年度	加古川西部農業水利事業西1号幹線水路の建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業吉田導水路第五期建設工事	400,000	昭和59年度	昭和60年度	南予農業水利事業吉田導水路の第五期建設工事には、多くの日数を要するため
		南予農業水利事業水管理施設建設工事	130,000	昭和59年度	昭和60年度	南予農業水利事業水管理施設の建設工事には、多くの日数を要するため
		耳納山麓農業水利事業合所ダム洪水吐門扉建設工事	180,000	昭和59年度	昭和60年度及び昭和61年度	耳納山麓農業水利事業合所ダム洪水吐門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
		筑後川下流白石農業水利事業有明排水路調整門扉建設工事	80,000	昭和59年度	昭和60年度	筑後川下流白石農業水利事業有明排水路調整門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
		菊池台地農業水利事業うてな幹線水路建設工事	70,000	昭和59年度	昭和60年度	菊池台地農業水利事業うてな幹線水路の建設工事には、多くの日数を要するため
		直轄干拓事業				
		河北潟干拓事業東部承水路建設工事	150,000	昭和59年度	昭和60年度	河北潟干拓事業東部承水路の建設工事には、多くの日数を要するため

		中海干拓事業彦名地区埋立工事	120,000	昭和59年度	昭和60年度	中海干拓事業彦名地区の埋立工事には、多くの日数を要するため
		国営農用地開発事業				
		坂井北部開拓建設事業番堂野幹線道路建設工事	50,000	昭和59年度	昭和60年度	坂井北部開拓建設事業番堂野幹線道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		受託工事				
		東播用水農業水利事業呑吐ダム付替道路建設工事	250,000	昭和59年度	昭和60年度	東播用水農業水利事業呑吐ダム付替道路の建設工事には、多くの日数を要するため
		耳納山麓農業水利事業合所ダム洪水吐門扉建設工事	180,000	昭和59年度	昭和60年度及び昭和61年度	耳納山麓農業水利事業合所ダム洪水吐門扉の建設工事には、多くの日数を要するため
運輸省	港湾整備 港湾整備勘定	直轄港湾改修事業				
		既定	8,320,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
		追加	3,264,000	同	昭和60年度	新潟港ほか11港の改修工事には、多くの日数を要するため
		改定	11,584,000	—	—	
		港湾改修事業費補助				
		既定	5,825,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
		追加	1,857,000	同	昭和60年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	7,682,000	—	—	
		港湾環境整備事業費補助				
		既定	1,188,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
		追加	204,000	同	昭和60年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	1,392,000	—	—	

	北海道直轄港湾改修事業	3,770,000	昭和59年度	昭和60年度	函館港ほか24港の改修工事には、多くの日数を要するため
	離島直轄港湾改修事業	100,000	昭和59年度	昭和60年度	郷ノ浦港の改修工事には、多くの日数を要するため
	離島港湾改修事業費補助	1,275,000	昭和59年度	昭和60年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	沖縄直轄港湾改修事業				
	既定	2,200,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
	追加	980,000	同	昭和60年度	那覇港ほか2港の改修工事には、多くの日数を要するため
	改定	3,180,000	—	—	
	沖縄港湾改修事業費補助	280,000	昭和59年度	昭和60年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
特定港湾施設工事勘定	エネルギー港湾施設工事				
	船川港整備工事				
	既定	1,600,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
	追加	270,000	同	昭和60年度	船川港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
	改定	1,870,000	—	—	
	相馬港整備工事				
	既定	1,500,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
	追加	250,000	同	昭和60年度	相馬港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
	改定	1,750,000	—	—	
	青方港整備工事	200,000	昭和59年度	昭和60年度	青方港におけるエネルギー港湾施設の改修工事には、多くの日数を要するため
空港整備	空港整備事業費補助	783,000	昭和59年度	昭和60年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

北海道空港整備	500,000	昭和59年度	昭和60年度	新千歳空港の整備には、多くの日数を要するため
北海道空港整備事業費補助	112,000	昭和59年度	昭和60年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
離島空港整備事業費補助	670,000	昭和59年度	昭和60年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
沖縄空港整備事業費補助	500,000	昭和59年度	昭和60年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
建設省				
道路整備				
直轄道路新設及び改築事業				
既定	110,920,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
追加	17,897,000	同	昭和60年度	一般国道神奈川1号下町屋高架橋ほか80箇所の新設及び改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
改定	128,817,000	—	—	
一般国道改修費補助				
既定	16,803,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
追加	6,047,000	同	昭和60年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	22,850,000	—	—	
地方道改修費補助				
既定	22,906,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
追加	10,757,000	同	昭和60年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	33,663,000	—	—	
北海道直轄道路改築事業				
既定	8,110,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	

追　加	8,534,000	同	昭和60年度	一般国道36号島松沢橋（その3）ほか28箇所及び道道北檜山大成線北檜山道路ほか8箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
改　定	16,644,000	—	—	
北海道地方道改修費補助				
既　定	671,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追　加	3,018,000	同	昭和60年度	
改　定	3,689,000	—	—	
土地区画整理事業費補助				
既　定	3,600,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追　加	2,368,000	同	昭和60年度	
改　定	5,968,000	—	—	
街路事業費補助				
既　定	51,847,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
追　加	9,467,000	同	昭和60年度	
改　定	61,314,000	—	—	
北海道土地区画整理事業費補助				
既　定	248,000	昭和59年度	昭和60年度	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
北海道街路事業費補助				
既　定	890,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	
追　加	1,202,000	同	昭和60年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改　定	2,092,000	—	—	

離島道路事業費補助				
既定	265,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
追加	1,170,000	同	昭和60年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	1,435,000	—	—	
離島街路事業費補助	73,000	昭和59年度	昭和60年度	街路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄直轄道路改築事業				
既定	560,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
追加	690,000	同	昭和60年度	一般国道329号宜野座大川橋（その2）ほか2箇所の改築工事には、多くの日数を要するものがあるため
改定	1,250,000	—	—	
沖縄一般国道改修費補助	100,000	昭和59年度	昭和60年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
沖縄地方道改修費補助				
既定	2,000,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
追加	940,000	同	昭和60年度	道路事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	2,940,000	—	—	
沖縄土地区画整理事業費補助				
既定	270,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	
追加	540,000	同	昭和60年度	土地区画整理事業には、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するものがあるため
改定	810,000	—	—	

		沖縄街路事業費補助	80,000	昭和59年度	昭和60年度	街路事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
	治水					
	治水勘定	直轄河川改修事業				
		既定	34,737,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
		追加	7,352,000	同	昭和60年度	阿武隈川ほか59河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改定	42,089,000	―	―	
		直轄河川激甚災害対策特別緊急事業				
		既定	7,674,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
		追加	380,000	同	昭和60年度	信濃川ほか2河川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するため
		改定	8,054,000	―	―	
		直轄河川環境整備事業				
		既定	498,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
		追加	145,000	同	昭和60年度	多摩川の浄化事業及び北上川ほか2河川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
		改定	643,000	―	―	
		直轄河川工作物関連応急対策事業	78,000	昭和59年度	昭和60年度	円山川の河川工作物関連応急対策工事には、多くの日数を要するため
		河川改修費補助				
		既定	4,554,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
		追加	6,146,000	昭和59年度	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	10,700,000	―	―	

		都市河川改修費補助				
		既定	11,866,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	
		追加	2,210,000	同	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	14,076,000	—	—	
		準用河川改修費補助	23,000	昭和59年度	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道直轄河川改修事業	4,490,000	昭和59年度	昭和60年度	石狩川ほか13河川の改修工事及びこれらに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		北海道直轄河川激甚災害対策特別緊急事業	200,000	昭和59年度	昭和60年度	石狩川の激甚災害対策特別緊急工事には、多くの日数を要するため
		北海道直轄河川環境整備事業	90,000	昭和59年度	昭和60年度	石狩川の河道整備事業には、多くの日数を要するため
		北海道河川改修費補助	1,538,000	昭和59年度	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道都市河川改修費補助	320,000	昭和59年度	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道準用河川改修費補助	12,000	昭和59年度	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島河川改修費補助	227,000	昭和59年度	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄河川改修費補助				
		既定	1,769,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	
		追加	294,000	同	昭和60年度	河川改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		改定	2,063,000	—	—	

直轄砂防事業 既定	3,716,000	昭和59年度	昭和59年度以降3箇年度以内	最上川水系ほか24水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追加	2,610,000	同	昭和60年度	
改定	6,326,000	—	—	
直轄地すべり対策事業	342,000	昭和59年度	昭和60年度	最上川豊牧地区ほか1地区の地すべり対策工事には、多くの日数を要するため
砂防事業費補助 既定	720,000	昭和59年度	昭和59年度以降5箇年度以内	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	4,378,000	同	昭和60年度	
改定	5,098,000	—	—	
砂防激甚災害対策特別緊急事業費補助	210,000	昭和59年度	昭和60年度	砂防激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
地すべり対策事業費補助 既定	614,000	昭和59年度	昭和59年度以降3箇年度以内	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
追加	385,000	同	昭和60年度	
改定	999,000	—	—	
北海道直轄砂防事業 既定	252,000	昭和59年度	昭和60年度以降4箇年度以内	石狩川水系ほか1水系の砂防工事には、多くの日数を要するため
追加	119,000	同	昭和60年度	
改定	371,000	—	—	
北海道砂防事業費補助	872,000	昭和59年度	昭和60年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため

		北海道地すべり対策事業費補助	23,000	昭和59年度	昭和60年度	地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島砂防事業費補助	212,000	昭和59年度	昭和60年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費の一部を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄砂防事業費補助	128,000	昭和59年度	昭和60年度	砂防事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	特定多目的ダム建設工事勘定	多目的ダム建設事業				
		阿賀野川大川ダム建設工事				
		既定	1,900,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
		追加	240,000	同	昭和60年度	阿賀野川大川ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改定	2,140,000	—	—	
		阿武隈川七ケ宿ダム建設工事				
		既定	350,000	昭和59年度	昭和60年度以降3箇年度以内	
		追加	650,000	昭和59年度	昭和60年度	阿武隈川七ケ宿ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改定	1,000,000	—	—	
		北海道多目的ダム建設事業				
		石狩川定山渓ダム建設工事				
		既定	9,326,000	昭和59年度	昭和59年度及び昭和60年度	
		追加	445,000	同	昭和60年度	石狩川定山渓ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
		改定	9,771,000	—	—	

後志利別川美利河ダム建設工事	既定	760,000	昭和59年度	昭和59年度以降8箇年度以内	後志利別川美利河ダムの建設工事及びこれに附帯する工事には、多くの日数を要するため
	追加	230,000	同	昭和60年度	
	改定	990,000	—	—	

昭和五十九年度特別会計補正予算（特第1号）に関する報告書

一　補正予算の要旨

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計等の十四特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、国有林野事業特別会計等六特別会計について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うものである。

主な特別会計補正予算の概要は次のとおりである。（単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

交付税及び譲与税配付金勘定

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	二一、〇七八、〇六〇	二一、〇五七、〇六〇
補正追加	一四九、七二九	一四九、七二九
計	二一、二二七、七八九	二一、二〇六、七八九

2　国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	三一、六七八、五〇五	三一、六七八、五〇五
補正追加	一六九、八二八	一六九、八二八
修正減少	△四七、六五〇	△四七、六五〇
計	三一、八〇〇、六八三	三一、八〇〇、六八三

3　石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計

石油及び石油代替エネルギー勘定

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	四四八、九八二	四四八、九八二
補正追加	九、七〇〇	一三、四〇〇
修正減少	〇	△三、七〇〇
計	四五八、六八二	四五八、六八二

4　国立学校特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	一、六〇一、八一一	一、六〇一、八一一
補正追加	三一、六三九	二九、六三六
修正減少	△八、四六一	△六、四五八
計	一、六二四、九八九	一、六二四、九八九

5　厚生保険特別会計

業務勘定	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	四〇六、三九七	四〇六、三九七
補正追加	一、二九八	一、二九八
修正減少	△　二五〇	△　二五〇
計	四〇七、四四五	四〇七、四四五

6　国立病院特別会計

(1) 病院勘定	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	三三八、八七一	三三八、八七一
補正追加	一六、一九五	一六、〇二三
修正減少	△　六五五	△　四八三
計	三五四、四一一	三五四、四一一
(2) 療養所勘定		
当初	二九二、六九八	二九二、六九八
補正追加	四、六二三	四、三一七
修正減少	△　六四三	△　三三七
計	二九六、六七八	二九六、六七八

以上のほかに、国民年金特別会計のうち国民年金勘定及び業務勘定、労働保険特別会計のうち雇用勘定、道路整備特別会計、治水特別会計の補正を行っている。

なお、国庫債務負担行為の追加を行うのは、次の特別会計である。

国有林野事業特別会計
特定土地改良工事特別会計
港湾整備特別会計
空港整備特別会計
道路整備特別会計
治水特別会計

二　補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年二月九日

予算委員長　天野　光晴

衆議院議長　坂田　道太殿

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右国会に提出する。

昭和六十年一月二十五日

内閣総理大臣　中曽根康弘

昭和59年度政府関係機関補正予算

予算総則補正

第1条　国民金融公庫の昭和59年度収入支出予算補正は、「甲号収入支出予算補正」に掲げるとおりとする。

第2条　昭和59年度政府関係機関予算総則第30条第1項の各公庫の借入金等の限度額の表中

「国民金融公庫　借入金　1,973,300,000千円」

を

「国民金融公庫　借入金　1,763,300,000千円」

に改める。

甲号　収入支出予算補正

政府関係機関	款	項	補正額 追加額（千円）	補正額 修正減少額（千円）	補正額 差引額（千円）
国民金融公庫					
収入	事業益金		0	△ 52,266,087	△ 52,266,087
		事業益金	0	△ 52,266,087	△ 52,266,087
	雑収入		7,163,016	△ 544,921	6,618,095
		一般会計より受入	4,490,000	△ 48,169	4,441,831
		運用収入	2,673,016	0	2,673,016
		雑収入	0	△ 496,752	△ 496,752
		収入補正額	7,163,016	△ 52,811,008	△ 45,647,992
支出		事業損金	935,491	△ 58,847,443	△ 57,911,952
		予備費	0	△ 720,000	△ 720,000
		支出補正額	935,491	△ 59,567,443	△ 58,631,952

昭和五十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)に関する報告書

一 補正予算の要旨

本補正予算は、国民金融公庫について、所要の補正措置を講ずるもので、概要は次のとおりである。(単位未満四捨五入)

国民金融公庫

	収入(百万円)	支出(百万円)
当初	四四三、〇二三	四五一、四〇六
補正追加	七、一六三	九三五
修正減少	△五一、八一一	△五九、五六七
計	三九六、三七四	三九二、七七四

二 補正予算の可決理由

本補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基づき、特に緊要となつた事項について補正措置を講じたものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十年二月九日

予算委員長 天野 光晴

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案

右国会に提出する。

昭和六十年一月二十五日

内閣総理大臣 中曽根康弘

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)附則第四条の規定により算定された昭和五十九年度分の地方交付税の総額から同年度分に係る同法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から当該額のうち同法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額(以下「返還金等の額」という。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、同法第六条第二項に規定する当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、昭和六十年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、当該合計額から同予算に計上された地方交付税交付金の額を控除した額に相当する昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税については、同法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和五十九年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、昭和六十年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、昭和五十九年度の補正予算により増額された同年度分の地方交付税千四百九十七億二千八百六十一万四千円について、同年度内においては、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額二百二十五億六百五十万七千円を交付することとし、残余の額千二百七十二億二千二百十万七千円は、同年度内に交付しないで、昭和六十年度分として交付すべき地方交付税に加算して交付することができることとしようとするものである。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の繰越措置等を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十九年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算の交付税及び譲与税配付金勘定の歳出に、地方交付税交付金として千四百九十七億二千八百六十一万四千円が計上されている。

右報告する。

昭和六十年二月八日

地方行政委員長 高鳥 修

衆議院議長 坂田 道太殿

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の議案を提出する。

昭和六十年二月八日

提出者

大蔵委員長　越智　伊平

昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条　個人が、政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十九年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十九年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

昭和五十九年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込は、約九億円である。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案

右国会に提出する。

昭和六十年一月二十五日

内閣総理大臣　中曽根康弘

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律

1　昭和五十九年度における道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）第三条の規定の適用については、同条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額）及び当該年度の前年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときの当該不足額の合算額」とする。

2　昭和六十年度における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる額の合算額」とあるのは、「第一号に掲げる額」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和六十年度の道路整備費の財源に充てることとされている昭和五十八年度の揮発油税等の収入額の予算額が決算額に不足する額を昭和五十九年度の道路整備費の財源に充てることとし、そのため、道路整備緊急措置法第三条第一項の特例を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近の財政事情、経済情勢等を考慮し、景気の持続的拡大、道路整備事業の一層の促進を図るため、妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和五十九年度一般会計補正予算において、一般会計から道路整備特別会計への繰入金二百六十九億四千二百五十五万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和六十年二月八日

建設委員長　保岡　興治

衆議院議長　坂田　道太殿

衆議院会議録第五号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二三五	一	五	1875	1857
二三五	三	末三	イヤ・	イヤー・

衆議院会議録第六号(二)中正誤

ページ	段	行	誤	正
二四九	四	二五	さきに	さきの
二五〇	四	二九	外交に	日本外交に
二五三	一	一七	算予	予算
二五三	四	一四	歳出面	歳入面

衆議院会議録第七号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二五九	四	一七	数育基本法	教育基本法
二六一	三	一六	中距離ミサイル	中距離核ミサイル
二七一	一	一二	一三・三%で	一三・三%が
二七四	四	五	件数が	件数で
二七四	四	末三	速かや	速やか
二八〇	二	一四	これを体して	それを体して

衆議院会議録第八号中正誤

ページ	段	行	誤	正
三〇四	一	一六	国会が	国会で

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話　東京　五八二　四四一一（大代）
〒105
定価一部
二二〇円